

第83回 相模湖地区まちづくり会議 全体会 結果

- 日 時 令和5年2月16日(木)・19時開会
- 場 所 相模湖総合事務所 3階 大会議室
- 出席委員数 16名出席(5名欠席)
- 傍聴者 0名

1 開会

2 代表あいさつ(河津代表)

○河津代表からあいさつの後、代表の司会により進行した。

3 協議事項等

(1) 相模湖地区防災計画の見直しについて

○事務局から標記の件について添付資料に沿って説明があった。

今回、案を初めて提示し説明をしたものであり後日気づいたことがあれば、事務局へ連絡してもらいたい。

(2) 地域活性化事業交付金について

○事務局から標記の件について添付資料に沿って説明の後「まちづくり会議が提示した地域課題」についてどのようなものを提示するか協議した。

協議の結果、事務局案のとおり承認した。

また、今年度に申請された事業の状況について説明した。

《主な意見・質問》(◇主な意見・質問等、◆回答等)

◇地域連絡会の実績で同じ事業で市から他の団体へ補助金が交付されているものが含まれているが、そこについては交付金の対象にならないのではないか。

◆現在、団体と調整中で他の補助金と重複しないよう指導をしている。

4 報告事項

(1) まちづくり会議から提出した要望書への回答について

○事務局と河津代表からまちづくり会議から提出した、2件の要望書について、市長及び教育長から各々回答があり、その内容についての説明があった。

(2) 第7期相模湖地区まちづくり会議 委員の変更について

○相模湖地区民生委員児童委員協議会から清水委員が新たに選任され自己紹介がされた。

(3) 選出団体の改選に伴う委員の変更の有無について

○事務局から任期途中であるが、4月以降に委員の変更のある団体については、報告をいただきたい旨の説明があった。

5 各部会等からの報告

○各専門部会長から各専門部会の取組状況について説明があった。

・産業・観光専門部会の中里部会長からダムカレーのぼりとダムカレーマップの案について別紙デザイン案のとおり決定した旨の報告があった。

・子ども・若もの専門部会の河津部会長から1月の小・中学校の望ましい学習環境のあり方意見交換会で地区内の小・中学校の保護者を対象に行ったアンケート結果より作成した報告書案を承認したこと、今後の予定として市に報告書を年度内に提出する旨の報告があった。

・地域ケア会議の遠藤委員から12月の会議にて買い物支援、ちよこっとボランティア相模湖、悪徳商法への対応をテーマに協議した旨の報告があった。

買い物支援では、城山・麻溝地区の移動支援の取り組み、外出支援ボランティア担い手養成講座について説明があり、ボランティアベースで自家用車を使用した移動支援、公共交通機関を利用した買い物ツアー、JAの金融移動車の話があった。

また、ちよこっとボランティア相模湖では11月末までの活動実績と1月25日実施のボランティア交流会について報告があった。

悪徳商法への対応については、地域ケア会議でセミナー等の実施を検討したが、コロナウイルスの感染拡大状況であったため、中止となった。

《主な意見・質問》(◇主な意見・質問等、◆回答等)

◇ちよこっとボランティアの活動人員は登録制か、何人程度参加しているのか。

◆登録制である。現在40名程度参加している。

6 その他

・相模湖地区社会福祉協議会から第16回福祉のつどいについて照会があった。

・事務局から小原宿活性化推進会議と小原自治会から要望書及びその回答について説明があった。

・事務局から乗合タクシーの利用促進について説明があった。

《主な意見・質問》(◇主な意見・質問等、◆回答等)

◇現在、相模湖駅前のJAの2階が空いている。相模湖商工会は相模湖地区の中心である駅前に移る考えはないのか。

現在、商工会は相模湖総合事務所の3階の一室を借用しているが、相模湖地区でキャッシュバックキャンペーンを行った時に商工会がどこにあるかわからないという声を多く聞いた。

◆独自の商工会事務所を持つことが利用者のためにはよいと思うが、独自の事務所を持つ財政的な余力がない。補助金を活用して商工会館を運営する方法もある

が今すぐには独自の事務所を持つということは考えていない。

7 閉会

○森久保副代表による閉会

以 上

第 83 回 相模湖地区まちづくり会議 全体会 次第

日 時 : 令和 5 年 2 月 1 6 日 (木) ・ 19 時 ~
場 所 : 相模湖総合事務所 3 階 大会議室

1. 開 会
2. 代表あいさつ
3. 協議事項等
 - (1) 相模湖地区防災計画の見直しについて…資料 1、別紙
 - (2) 地域活性化事業交付金について…資料 2
4. 報告事項等
 - (1) まちづくり会議から提出した要望書への回答について…資料 3
 - (2) 第 7 期相模湖地区まちづくり会議 委員の変更について…資料 4
 - (3) 選出団体の改選に伴う委員の変更の有無について…資料 5
5. 各部会等からの報告…資料 6
6. その他
7. 閉 会

相模湖地区防災計画の見直しについて

◎地区防災計画とは

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）によって、自助、共助及び公助が連携していることが大規模広域災害への災害対策として必要であることが強く認識されたことを踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から新たに創設された制度（災害対策基本法第 42 条第 3 項）



地域住民で地区の特性を踏まえ策定する計画

◎相模湖地区防災計画 ……平成 27 年 12 月に策定

相模原市地域防災計画（市策定）の地区防災計画編に位置づけ



策定後期間が経過し、法改正や令和元年東日本台風等災害も踏まえ、内容見直しの必要性を認識。

◎検討組織

相模湖地区防災計画検討協議会

(相模湖地区連合自主防災隊・避難所運営協議会)

◎検討の経過

- 令和4年8月22日 第1回相模湖地区防災計画検討協議会

見直しテーマについて決定

テーマの例

- ・地区の災害対応体制について
- ・避難所に関するペット対策・トイレ対策
- ・火山災害対策に関すること
- ・高齢者等防災上支援が必要な方への関わりについて 等

- 令和4年10月7日 第2回相模湖地区防災計画検討協議会

テーマごとに協議

- 令和4年11月30日 第3回相模湖地区防災計画検討協議会

テーマごとに協議

- 令和5年1月20日 第4回相模湖地区防災計画検討協議会

見直し素案の最終確認

相模湖地区防災計画の修正概要

1 法令等の改正に伴う修正（13、14P等）

避難情報の在り方の見直しに伴い、「避難勧告」の文言削除等整理を行います。

2 火山災害警戒地域の指定に伴う対策の記載（6、16P）

令和3年5月31日に相模原市が富士山の火山災害警戒地域に指定されたことに伴い、噴火による災害及びその留意点について記載します。

3 避難所に関する事項の記載（19～21P）

避難所運営に関する項目を新設し、避難所運営協議会の役割、避難所運営に関する留意事項について記載します。

4 相模湖地区内の防災に関する取り組みについて（21、22P）

相模湖地区の黄色い小旗掲示の取り組み、相模湖地区社会福祉協議会の防災セミナー等地区内の防災に関する取り組みについて記載します。

5 地区災害対策本部の役割の整理（23、24P）

大規模災害発生時に立ち上げる地区災害対策本部の活動の役割を整理します。

6 マイ・タイムラインの作成について（7P）

風水害時の備えとしてマイ・タイムラインの作成について記載します。

7 その他所要の改正（4、7、8P）

ハザードマップ等との連携を図るためのQRコードの挿入や資料編の修正を行いました。

以 上

相模湖地区防災計画 (案)

令和5年〇〇月策定
相模湖地区防災計画検討協議会

| | | |
|----------|---------------------------------------|-----------|
| 1 | 相模湖地区防災計画のねらい | 1 |
| 2 | 相模湖地区における災害 | 3 |
| | 相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？ | |
| | ○ 地震 | |
| | ○ 風水害 | |
| | ○ その他の災害 | |
| | 大雪、火山災害 | |
| 3 | 日頃からの災害への備え ～災害による被害を軽減するためには～ | 7 |
| | (1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み | |
| | ○ 家族防災会議を開催しましょう！ | |
| | ○ 家具の転倒防止対策を実施しましょう！ | |
| | ○ 非常持ち出し品を準備しましょう！ | |
| | ○ トイレ対策をしましょう！ | |
| | (2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み | |
| | ① 災害危険の把握 | |
| | ② 防災訓練の実施 | |
| | ③ 防災資機材の点検・管理 | |
| | ④ 避難行動要支援者への支援 | |
| | ⑤ 孤立対策推進地区における取組 | |
| | ⑥ 各種団体との連携 | |
| | ⑦ 継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み | |
| | ⑧ 地区防災計画の見直し | |
| 4 | 災害時にどう動くか！ | 11 |
| | 災害時の行動手順を確認しましょう（フロー図） | |
| | ○ 地震編 | |
| | ○ 風水害編 | |
| | ○ 集会所等の開設方法 | |
| | ○ その他の災害編 | |

- 1 基本方針
- 2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割
 - (1) 組織編成
 - (2) 役割
- 3 避難所運営に関すること
 - (1) 避難所運営協議会
 - (2) 避難所運営における様々な視点
 - 多様な視点に基づいた対策
 - 車中泊避難者への対応
 - ペットを連れた避難
 - トイレ対策
 - 感染症対策
- 4 その他の防災に関する取り組み
 - 相模湖地区社会福祉協議会
 - 相模湖地区の防災に関する協定
 - 災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）
 - 自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築
 - 相模原市において締結している協定

- 1 地区災害対策本部の設置
- 2 本部の活動
- 3 情報の収集・伝達
- 4 本部の縮小・廃止

- ・一時避難場所一覧表……………25
- ・広域避難場所一覧表……………27
- ・避難所及び救護所一覧表……………27
- ・風水害時避難場所一覧表……………27
- ・防災備蓄倉庫一覧表……………28
- ・集会所等一覧表……………29
- ・避難所倉庫資機材一覧……………30
- ・携帯各社の災害用伝言板……………32
- ・NTT 災害用伝言ダイヤル「171」……………38
- ・ひばり放送を確認するには……………39

1 相模湖地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、災害に備えて日頃からやっておくべきことや地域で発生する災害などを知っておくことが重要です。

この計画では、

「相模湖地区から災害による犠牲者を出さない」

ために、私たち相模湖地区の住民がとるべき対策を検討し、
まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断をしてみましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

～まずは、わが家の状況をチェックしよう～

診断その1

自宅は耐震化されていますか？

いいえ

地震の揺れで家が倒壊する危険性があります。
⇒【対策】可能な限り、自宅の耐震化を図るなどの対策が必要です。

はい



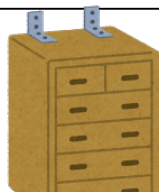
診断その2

家具が倒れないように固定をしていますか？

いいえ

地震の揺れで家具が転倒し、下敷きになる危険性があります。
⇒【対策】家具の転倒防止器具などで大きな家具を固定する必要があります。

はい



診断その3

避難する場所を把握していますか？

いいえ

自主防災組織等ごとに一時避難場所や避難所が決められています。
⇒【対策】避難場所を確認しましょう。
(⇒資料編P [25](#)～[28](#))

はい



診断その4

災害が発生したときの家族との連絡方法を決めていますか？

【災害時に電話はつながりません！】

いいえ

災害時に家族との連絡が取れないと非常に不安になります。
⇒【対策】NTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板」の使い方を家族と確認しましょう。
(⇒資料編P [32](#)～[38](#))

はい



診断その5

水や食料を備蓄していますか？

いいえ

大規模な地震が発生すると救援物資が届くまでに3日程度を要すると言われています。
⇒【対策】最低3日以上分の食料を各自が用意しておく必要があります。

はい



あなたの診断結果は「良好」！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを相模湖地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 相模湖地区における災害

相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？

～地震～



- 地震はいつどこで起きるか分かりません。
- 緑区を震源とする地震が発生したとき、相模湖地区で想定される被害は次のとおりです。
※「相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）、相模原市西部直下地震」より。

- 相模湖地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。
- 犠牲者が**11名**となることが想定されています。
- 全壊する家が**170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

| 小学校区 | 建物総数 | 家の被害 | | 人口 (夜間) | 死者 | 重症者 | 軽傷者 | 避難者 (1週間後) |
|------|-------|------|-----|------------|----|-----|-----|---------------|
| | | 全壊 | 半壊 | | | | | |
| 桂北 | 1,431 | 57 | 248 | 3,559 | 4 | 4 | 38 | 283 |
| 千木良 | 1,006 | 33 | 161 | 2,651 | 2 | 2 | 23 | 194 |
| 内郷 | 2,005 | 80 | 308 | 5,062 | 5 | 6 | 44 | 424 |
| 合計 | 4,442 | 170 | 717 | 11,272 | 11 | 12 | 105 | 901 |

【震度の目安】

| 震度 | 揺れと被害 |
|-------------|---|
| 震度4 | ○怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 ○吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。 |
| 震度5弱 | ○物につかまりたいと感じる。 ○棚から物が落ちることがある。 |
| 震度5強 | ○棚から物が落ちる。 ○固定していない家具が倒れることがある。 |
| 震度6弱 | ○立っているのが難しい。 ○窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。 |
| 震度6強 | ○はわないと移動できない。 ○固定していない家具のほとんどが倒れる。 |
| 震度7 | ○耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。) |

～風水害～



- 日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- 台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

●相模湖地区では、**ほとんどの地域が土砂災害のおそれがある区域**と なっています。※「土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定」より

⇒[ハザードマップ](#)



- 大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。
- 大雨が降ると、**道志川の氾濫等**^{はんらん}に警戒の必要があります。
- かけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能のため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と前兆現象】

| 土砂災害の種類 | 内 容 | 前兆現象 |
|---------|---|--|
| がけ崩れ | ○急な斜面が突然崩れる。 | ○斜面から水がわき出る。 ○地下水から湧水が濁る。 ○小石がパラパラ落ちる。 ○斜面にひび割れができる。 ○異様なにおいがする。 |
| 土石流 | ○沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。 ○強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。 | ○川の水が濁る。 ○流木が流れてくる。 ○川の水位が急激に下がる。 ○山鳴りがする。 |
| 地すべり | ○広範囲の斜面が滑り出す。 ○一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。 | ○井戸や沢の水が濁る。 ○地面にひび割れや陥没ができる。 ○がけや斜面から水がわき出る。 ○地鳴りや山鳴りがする。 |

※前兆現象に気が付いた方は、消防署や相模湖まちづくりセンター又は連合自主防災組織に連絡します。

●令和元年東日本台風に関するデータ ※「令和元年東日本台風災害記録誌」より
避難場所別の最大避難者数

| | |
|-----------|------|
| 桂北小学校 | 39人 |
| 相模湖交流センター | 114人 |
| 千木良小学校 | 77人 |
| 内郷小学校 | 78人 |
| 相模湖公民館 | 45人 |

住家・非住家の町丁字別被害状況

| 町丁字 | 全壊 | | 大規模半壊・半壊 | | | 準半壊・一部半壊 | | |
|-----|----|-----|----------|----|-----|----------|------|-----|
| | 住家 | 非住家 | 住家 | | 非住家 | 住家 | | 非住家 |
| | | | 大規模半壊 | 半壊 | | 準半壊 | 一部半壊 | |
| 小原 | 2 | 2 | | | | | | |
| 寸沢嵐 | | 24 | 1 | 4 | 6 | 1 | 3 | |
| 千木良 | 1 | 1 | | 4 | 1 | 2 | 3 | |
| 若柳 | 1 | 3 | | | | | 2 | 1 |
| 与瀬 | 1 | 2 | | 1 | | | 4 | 1 |

●土砂災害に関する用語

| 用語 | 意味 |
|------------------------|---|
| 土砂災害 | がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。 |
| 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) | 土砂災害のおそれがある区域で神奈川県が指定します。 |
| 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) | 土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で神奈川県が指定します。 |
| 土砂災害ハザードマップ | 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を地図上に表示したもので、日ごろから土砂災害のおそれのある場所や避難場所などを確認し、災害時の避難行動に役立てていただくことを目的として、警戒区域等の指定が済んでいる地域において作成します。 |

～その他の災害～

【大雪】



・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署で 64 センチの積雪を観測しました。

※津久井地域の中山間部の一部では、積雪が 100 センチを超えました。

※JR中央本線相模湖駅において 135 名の帰宅困難者が発生し、相模湖総合事務所が一時滞在施設として開設されました。

- 積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。
- 生活道路などを除雪**する必要があります。
- 急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【火山災害】

- 富士山が噴火した際の溶岩流の流れ方の想定で相模原市に最も影響があるものとして、最短で 227 時間（約 9 日後）に市域に到達し、最大で相模湖まで到達する想定となっています。

3 日頃からの災害への備え～災害による被害を軽減するためには～

災害の規模が大きいほど、「公助」（行政など公的機関の支援）が行き届かなくなります。このような状況の中では、「自助」（自らの身を守る）・「共助」（地域が助け合う）が重要です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、自主防災組織の活動に積極的に参加して、地域ぐるみで災害に備えましょう。

| 種別 | 意味 |
|----|--|
| 自助 | ○自らの身は自らで守ること。 ※救助される側でなく、救助する側になることができます。 |
| 共助 | ○自分たちのまちは自分たちで守ること。 ※隣近所や自治会、自主防災組織で、救助活動などを行います。 |
| 公助 | ○消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。 |

(1) 自分の命は自分で守る自助の取り組み

●家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

- 災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）
- 家族との連絡の方法や集合場所
- 避難場所や避難経路の確認
（ハザードマップやさがみはら防災マップの活用）
- 備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など）
- 地域での協力（隣人の安否確認など）



○マイ・タイムラインの作成

大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。

⇒防災に関する各種マップ



⇒マイ・タイムライン

⇒防災ガイドブック

⇒風水害時避難場所 P15 資料編P27

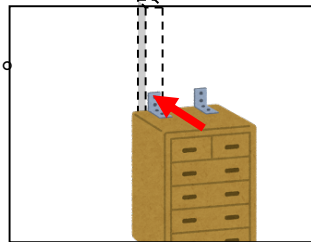
●家具の転倒防止対策を実施しましょう！

各個人で行うこと

- 家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
- 窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



地域で行うこと

- 高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

●非常持ち出し品を準備しましょう！

各個人で行うこと

- 非常持ち出し品を準備します。 ⇒防災ガイドブック

地域で行うこと

- 防災訓練時などに各自の非常持ち出し品を確認し合う。



●トイレ対策をしましょう！

各家庭において、携帯トイレの備蓄をする。

公共下水道や浄化槽の被災時には、自宅・事業所のトイレは使用できなくなる場合があるため、トイレが使用可能な避難所及び公共施設情報と合わせて市ホームページやひばり放送で情報を把握する。

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取り組み

①災害危険の把握

地域の皆さんで、定期的に災害危険箇所の現場確認をする。
地図上に危険箇所を落とし、災害危険箇所を把握する。
日頃から災害危険の情報を伝えて行くことも必要。

②防災訓練の実施

相模湖地区連合自主防災隊や単位自主防災組織等による防災訓練を実施し、
参加する。
土砂災害に備えた訓練や夜間の訓練の実施を検討する。
避難所運営協議会と連携した訓練を行う。
消火栓の場所の確認や使い方の訓練を行う。
(自主防災隊や消防団を中心に)

③防災資機材の点検・管理

防災訓練の前に、防災資機材の点検を行う。
防災資機材の使用方法を点検の際に確認する。
防災資機材のリストを作成する。

④避難行動要支援者への支援

自治会において*避難行動要支援者の把握に努め、支援の在り方を検討する。
順次市が作成していく*個別避難計画の活用も視野に入れながら、安全確保に
十分留意し可能な範囲で支援を行う。

*避難行動要支援者・・・災害時要援護者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方

*個別避難計画・・・避難行動要支援者について誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの

⑤孤立対策推進地区における取組

*孤立対策推進地区においては、総合防災訓練等の機会に各地区配備の衛星携帯電話を使用した通信訓練を実施する。
各家庭や集会所等において食料、救助資機材等の備蓄を推進する。
通信網被災時には衛星携帯電話を活用し、相模湖まちづくりセンターと連絡を行う。

*孤立対策推進地区・・・地震あるいは土砂災害等により道路や通信網が被災して孤立する恐れがある地区（底沢、新戸、道南、南沢・南畑、赤馬中通り、赤馬東部、横橋、鼠坂、奥畑）

⑥各種団体との連携

消防団、小・中学校、事業所、避難所運営協議会、社会福祉協議会等と連携し、防災訓練、災害時の応急活動等の際に連携を図る。
元消防団員、消防・警察・自衛官等のOBの方と協力体制をつくる。

⑦継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み

防災対策については、過去の経験等を忘れることなく、地域住民が継続して意識しておくことが必要であるため、あらゆる機会を捉えて防災知識の啓発を行うなど地域の防災力を向上させる仕組みを検討する。

例) 新自治会長（防災組織の隊長）への研修、実際に災害が発生した場所を忘れないような仕組み（看板の設置等）、児童・生徒への防災知識の伝承等

⑧地区防災計画の見直し

災害時や訓練時に課題が生じた場合などは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

相模湖地区では、相模湖地区[防災計画検討協議会](#)において、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- 棚から物が落ちてきます。
- 停電することがあります。
- 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

① まずは、身の安全を守ります。

- 落下物から身を守る。
- 出口を確保する。
- 火の始末をする。

② 一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- 安全の確認ができた場合は、「*黄色い小旗」を道路から見えやすい所に掲げる。
- 近隣に声を掛け合って避難する。



③ 隣近所で安否の確認をします。

- 近隣の方の状況を確認する。
- 災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で自分の安否を登録する。
⇒※資料編 P24～P30
- 外出している人は災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で家族の安否を確認する。

④ 助けが必要な人を支援します。

- 火災が発生していれば、初期消火をする。
- 建物に閉じ込められた人を救出する。
- けがをした人を手当する。
- 救出・救護が困難なときは、119番通報します。





⑤ (自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
※避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営協議会が行うので、その活動に協力します。


*黄色い小旗掲示

大地震などの災害が発生したときに、「我が家は大丈夫。他の人を助けてほしい。」という目印に、外から見やすい玄関等に黄色い小旗を掲げ、住居者の安否確認を短時間に行う取組み。相模湖地区の自治会では「黄色い小旗」を活用して、安否の確認や支援が必要な人を速やかに把握します。

●避難施設等の用語

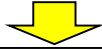
| 名称 | 内 容 | 避難の流れ |
|----------------|---|---|
| いっとき 一時避難場所 | 地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自主防災組織等が指定) ⇒資料編 P25~26 |  |
| 広域避難場所 | 地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。 〔内郷小学校・内郷グラウンド、北相中学校〕 ⇒資料編 P27 |  |
| 避難所 | 災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。 〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕 ⇒資料編 P27 |  |
| 福祉避難所 | 避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に、運営体制が整った施設から順次開設します。) |  |

【救護を要するとき】

| 名称 | 内 容 | |
|-----|---|---|
| 救護所 | 医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な措置をする場所です。 〔桂北小学校〕 ⇒資料編 P27 |  |

～風水害編～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



① こまめに気象情報を確認します。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅、集会所等）を確認する。
※ 土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
- ・テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認する。⇒※資料編 P39～41



② 注意報や警報などが発表されたら・・・。

- ・大雨・洪水注意報・・・外の様子に注意
- ・大雨・洪水警報・・・避難の準備、集会所等の開設を検討
- ・土砂災害警戒情報・・・土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始（隣近所で声を掛け合って避難する。）

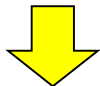
- ・高齢者等避難・・・避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・避難指示・・・がけや川の近く等危険な場所から全員避難する。



③ 風水害時避難場所や安全な親せき・知人宅へ非常持出し品を持って避難を開始する。

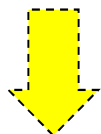
【避難が必要な人】

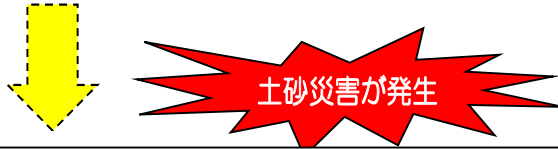
- 自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
- その他、自宅での待機が不安な方



④ 避難することがかえって危険なときは・・・。

- ・自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋で待機する。





⑤ (自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- ・自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。※避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営協議会が行います。

●大雨に関する用語



| 気象情報 | 内容 | 災害の危険度 |
|----------|--|--------|
| 大雨特別警報 | ○台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。 | |
| 土砂災害警戒情報 | ○大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに横浜地方気象台と神奈川県が共同で発表する情報です。 | |
| 大雨警報 | ○大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。 | |
| 大雨注意報 | ○大雨による災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。 | |



●避難に関する用語

| 発令の種類 | 避難の行動 | 緊急度 |
|--------|--|-----|
| 緊急安全確保 | <u>命の危険があることから、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動してください。</u> | |
| 避難指示 | 非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。風水害時に避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。 | |
| 高齢者等避難 | 発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。 それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。 | |

●避難施設の用語

| 名称 | 内 容 | 避難の流れ |
|--------------|---|---|
| 風水害時 避難場所 | <p>大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。</p> <p><u>（風水害時避難場所以外にも日頃から安全な親せき・知人宅を避難先として相談しておくことが重要です。）</u></p> <p>※場合によっては、避難所が避難場所となります。 〔桂北小学校、相模湖公民館、県立相模湖交流センター、千木良小学校、内郷小学校、内郷中学校〕 ⇒資料編 P27</p> |  |
| 避難所 | <p>災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。</p> <p>〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕 ⇒資料編 P27</p> |  |

※風水害時避難場所と避難所・・・台風などによる危険が差し迫っているとき、一時的に身を守るための施設を「風水害時避難場所」といい、崖くずれなどにより家屋が倒壊するなどして生活するための施設を「避難所」といいます。



避難場所として、集会所・自治会館が活用できる場合もあります。活用については、施設の立地場所等から慎重に判断しましょう。

【開設する集会所等の条件】

- 施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。
※施設が土砂災害警戒区域内外かの確認は ⇒資料編 P29
- 自治会により施設の使用が可能である。
- 地域の住民が避難できるスペースがある。

【集会所等を開設するとき】

- 市が避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）を発令したとき
- 大雨警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき
- 地域住民などから避難したい旨の連絡を受けたとき

～その他の災害編～

●大雪

- 大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
- 家の出口をこまめに除雪する。
- 屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
- 地域で協力して消火栓回りの除雪をする。
- 除雪作業は1人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

※避難場所→相模湖総合事務所、相模湖公民館
(相模湖駅での滞留者の発生等状況に応じて開設される)

●火山災害

- 降灰中は外出を控える。(やむを得ないときはマスク着用)
- 車両運転時にはワイパーを使用しない。
- 帰宅時には灰をよく落とすうがいをする。
- 溶岩流に対しては市や気象庁が発表する情報を基に適切な行動をとる。

5 災害に強い地区づくり

1 基本方針

大地震等の災害に備え、地区内の防災組織活動を強化促進するとともに、地区内の単位自主防災組織との連絡協調及び育成を図り、地域の防災行動力の向上と発展を期することにより、地区市民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割

相模湖地区連合自主防災隊は（以下、「地区連合自主防災隊」という。）、自治会の自主防災隊（単位自主防災組織）をもって組織され、以下の基本的な編成と役割をもった組織として構成する。

（1）組織編成

| 相模湖地区連合自主防災隊 | | |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 与瀬・小原地区 単位自主防災組織 (12組織) | 千木良地区 単位自主防災組織 (9組織) | 内郷地区 単位自主防災組織 (10組織) |

（2）役割

| 区分 | 役職 | 役割等 |
|--------------|---|---|
| 相模湖地区連合自主防災隊 | 隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策班（まちづくりセンター）との連絡調整 ・避難指示等の発令状況の伝達 ・避難所の開設状況の連絡 |
| | 副隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・単位自主防災隊長との連絡 |
| | 防災専門員 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 ・気象情報、防災情報の把握・連絡 |
| | ○平常時 <ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長及び防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練などを計画・実施する。また、併わせて、避難所運営協議会が実施する訓練とも連携し、総合的な防災に関わる訓練等の計画・実施を行う。 ・市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 ○災害時 <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊役員をもって、相模湖まちづくりセンター内に相模湖地区災害対策本部を設置し、市緑区本部相模湖まちづくりセンター現地対策班と各单位 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| | <p>自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>・単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> | |
| 各単位自主防災組織 | 隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・集会所等の開設 ・地区連合自主防災隊・副隊長との連絡 |
| | 副隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握 |
| | 防災部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握 ・気象情報、防災情報の把握・連絡 |
| | 各班の役割 ⇒次表 | |

【単位自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

| 区分 | 平常時 | 災害時 |
|--------|---|---|
| 情報連絡班 | 啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。 | 被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地对策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。 |
| 初期消火班 | 消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。 | 安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。 |
| 救出・救護班 | 救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。 | 周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。 |
| 避難誘導班 | 避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。 | 全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。 |

| | | |
|---------|------------------------------|--|
| 避難所運営班 | 避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。 | 施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。 |
| 給食・給水班 | 炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。 | 給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。 |
| 要援護者支援班 | 要援護者の把握、支援方法の確立に努める。 | 関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。 |

3 避難所運営に関すること

(1) 避難所運営協議会

各小学校（避難所）ごとに地域住民、学校、避難所担当職員で構成され、避難所の運営を主体的に行う組織で、相模湖地区においては、桂北小学校避難所運営協議会、千木良小学校避難所運営協議会、内郷小学校避難所運営協議会が組織されている。

毎年、協議会の委員には交代が生じるため年度始めの最初の集まりは各地区の自治会総会と合わせて実施するなど、早期の体制構築に努める。

●それぞれの役割

○平常時

| |
|--|
| <p><地域の方（自治会）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織として災害時に備え、組織づくりや備品整備、訓練などに取り組む。 ・ 地域の中でのつながりや防災の理解を深める。 ・ 運営協議会などを通じて学校や市職員と連携する。 |
| <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や避難場所としての使用場所を把握しておく。 ・ 協議会へ参加し、施設利用に対する助言を行う。 |
| <p><市職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の事務局役。会合や訓練の機会を通じて、運営体制づくりの助言や調整を進める。 ・ 市側の準備体制を把握し、協議会で情報共有する。 |

○災害時

| |
|---|
| <p><地域の方（自治会）> ※避難者を含む</p> <ul style="list-style-type: none">・協議会の主体として運営全般を担う。 |
| <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none">・避難所や避難場所として使用できる場所や物品を提供する。・提供する場所や物品の範囲について調整する。 |
| <p><市職員></p> <ul style="list-style-type: none">・参集して開錠し、開設体制を整える。・現地対策班や区本部と連携し、情報伝達や調整を行う |

相模湖地区においては、風水害時避難場所の運営においても、避難者数等の状況により、避難所運営協議会が避難場所の運営支援に参画する。

(2) 避難所運営における様々な視点

●多様な視点に基づいた対策

避難所運営においては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。

例：高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。男女の性差にとらわれない役割分担に配慮する。

●車中泊避難者への対応

避難時、やむを得ず車中泊を行う避難者に対しては、*エコノミークラス症候群の危険性など健康配慮に関する呼びかけを行う。

食事や物資、様々な情報の提供方法などを検討し対応する。

*エコノミークラス症候群・・・食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなる。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発するもの

●ペットを連れた避難

飼い主は各避難所等へのペット同行避難に備え、避難用ケージを用意する。

各避難所で定められている「ペット専用区画」で飼育を行う。

※避難所で受け入れる対象は、原則、犬・猫・その他小動物（小型の鳥類及びは虫類を含む）。人に危害を加える恐れのある*特定動物は、動物愛護法に定める基準を満たした施設以外での飼育が認められていないため、避難所では受け入れません。

*毒ヘビ、ニシキヘビ、ワニガメ、ニホンザル、タカ、ワニなど、人の生命・身体・財産に害を与える動物

●トイレ対策

災害時に施設のトイレが使えなくなる場合に備え、各避難所での訓練時等に、組み立て式仮設トイレやマンホールトイレの設置方法・運用方法について確認を行う。

●感染症対策

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の避難場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

避難所においても、検温や消毒など必要な措置を講じる。また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品を備蓄する。

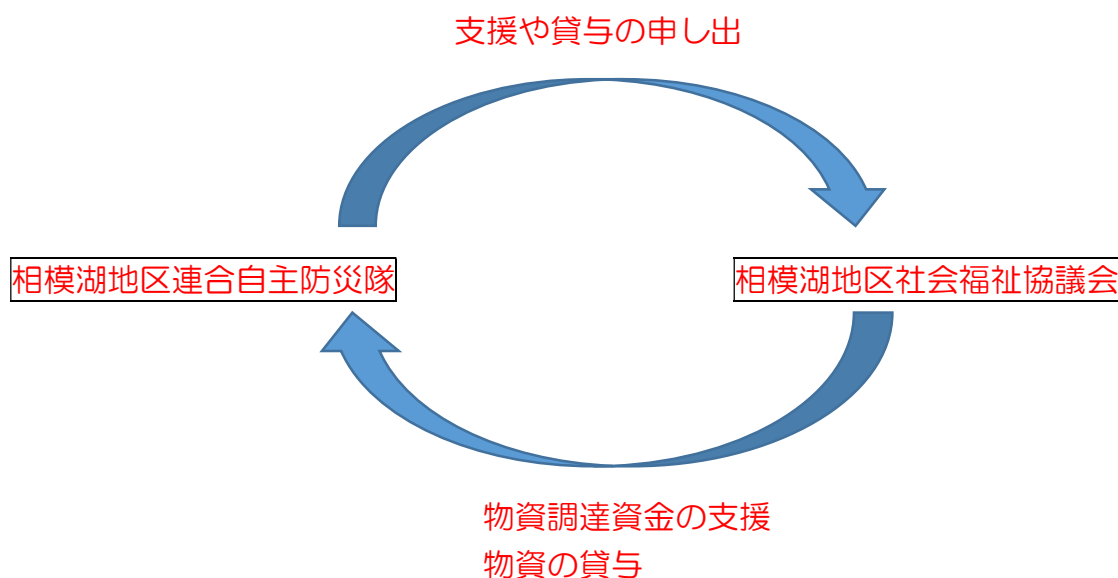
4 その他の防災に関する取り組み

●相模湖地区社会福祉協議会

防災セミナー等の取り組みで地域住民へ災害に関する啓発を行う。

●相模湖地区の防災に関する協定

相模湖地区連合自主防災隊と相模湖地区社会福祉協議会において、「相模湖地区の防災に関する協定」を締結しており、相模湖地区総合防災訓練時における備品の貸し出し、食料備蓄啓発のための支援、災害時には、大規模災害発生時に避難所運営に際し、生活に必要な衣食住に関する身の回り品の購入費を各避難所 10 万円を限度に支援する。



●災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）

災害時には、協定に基づいた市の要請により、相模原市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。

●自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築

災害時の避難場所としての協力等、自主防災組織と福祉施設や事業者等の間において協力体制が構築されている。災害時に備え今後も地区内の施設や事業者との協力体制構築に努めていく。

例) 奥畑自治会と津久井養護学校、柳馬場自治会と津久井やまゆり園等

●相模湖地区に関係する主な市と事業者との協定

・災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定（相模原市防災設備協同組合、津久井郡農業協同組合等、コンビニ事業者）

→毛布や非常食等の生活必需物資の供給

・災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定（富士急行株式会社）

→災害時のさがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の施設の使用

・災害における停電復旧の連携等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）

・災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定（(公社)神奈川県LPガス協会津久井支部）

→液化石油ガス、ガスコンロ等の調達

・災害時における燃料供給の協力に関する協定（神奈川県石油商業組合相模原支部）

→車両や非常用発電設備等の燃料調達

・応急給水に関する協定、覚書（神奈川県企業庁、水道事業者）

→災害の応急給水に関すること

⇒その他の協定 相模原市地域防災計画資料編に掲載

6 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

次の場合には、相模湖まちづくりセンターと協議のうえ、「相模湖地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。本部構成員は相模湖地区連合自主防災隊役員とする。※参集の連絡は緊急連絡網で行う。

(1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合

(3) 大雨特別警報、暴風特別警報の発令等風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合

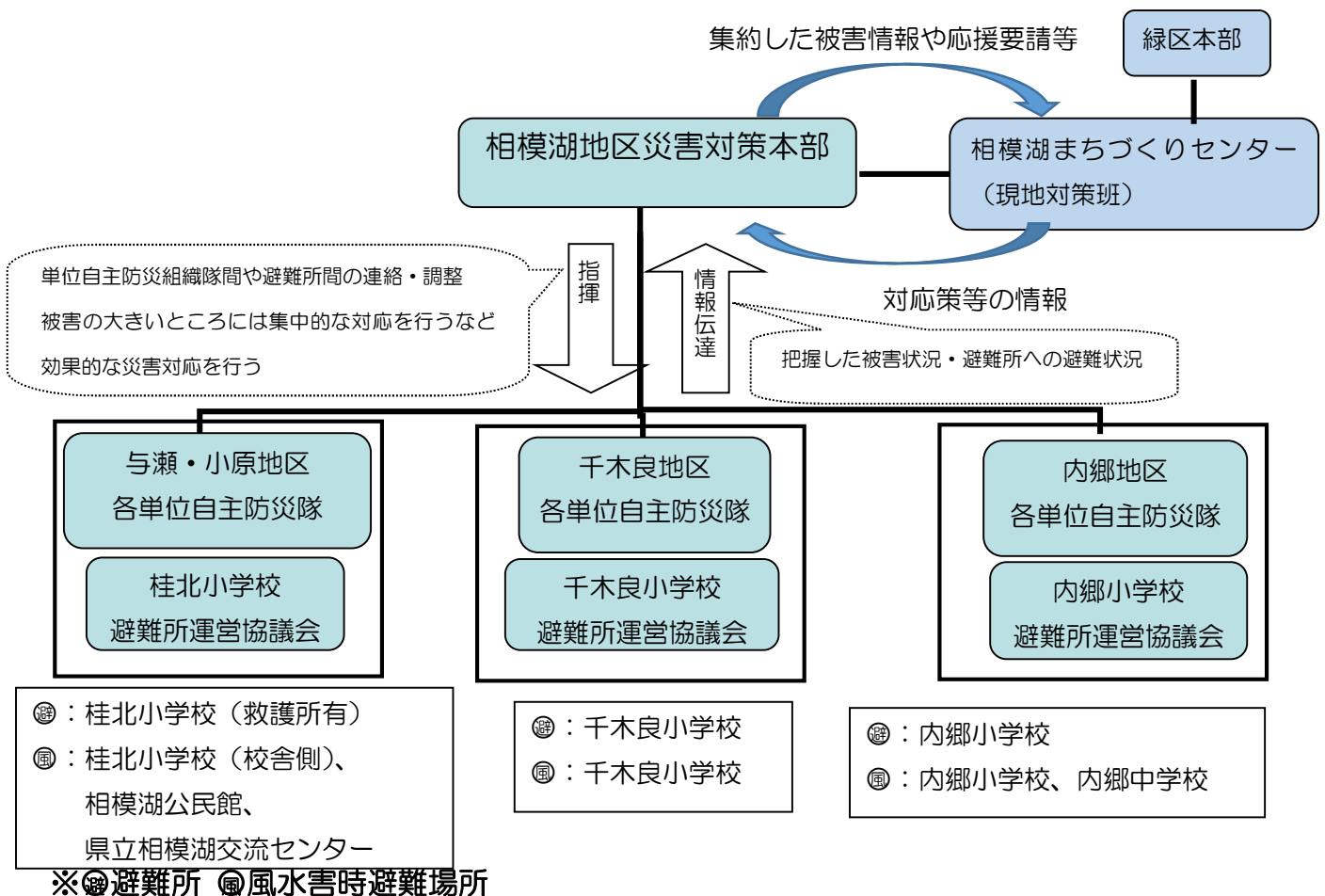
(4) その他災害発生のおそれがある場合または実際に発生し、地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

また、地区災害対策本部が設置されない規模で風水害時避難場所が開設された場合等、情報共有を要する場合は相模湖まちづくりセンター等から地区連合自主防災隊役員、避難所運営協議会長への連絡で情報共有を図る。

2 本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び単位自主防災隊の指揮役を担うとともに、地区の被害状況の共有など、相模湖まちづくりセンターと連絡・調整を行う。

必要に応じて、単位自主防災隊間相互の支援について調整する



3 情報の収集・伝達

地区の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

※情報の収集・伝達の方法

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

4 本部の縮小・撤収

地区内の状況に応じて本部体制の縮小を行う。災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、相模湖まちづくりセンターと調整のうえ、本部を撤収する。

※避難所・避難場所の開設基準

（相模原市地域防災計画、相模原市災害対策本部要綱から抜粋）

避難所（地震）

- （1）震度5強以上の地震を観測した場合は、全ての避難所で開設準備を行う。
- （2）震度5弱以下の地震を観測した場合は、本部長の指示により開設準備を行う。

風水害時避難場所

- （1）市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。
 - ①大雨警報②暴風警報③洪水警報
- （2）局地的な被害が発生し防御が必要なとき。
- （3）氾濫警戒情報が発表されたとき。
- （4）その他危機管理監が必要と認めたとき。

資料編

いつとき 一時避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 地区 | 単位自主防災隊名等 | 一時避難場所 | 所在地 |
|-------|--------------------|------------|------------------------|
| 与瀬・小原 | 下町西部本町自治会 | 出会い坂 | 緑区与瀬本町42 |
| | 月夜野自治会 | 与瀬グラウンド | 緑区与瀬884 |
| | 下町自治会 | 桂北小学校 | 緑区与瀬877 |
| | | 下町自治会防災倉庫 | 緑区与瀬1003 |
| | 中町自治会 | 相模湖公民館 | 緑区与瀬1134-3 |
| | 与瀬上町自治会 | 上町第一広場 | 緑区与瀬684 |
| | | 坂本月極駐車場 | 緑区与瀬825-1 |
| | | 有料駐車場 | 緑区与瀬1345-1 |
| | | 佐藤工務店敷地 | 緑区与瀬1404-1 |
| | 横橋自治会 | 橋沢地区 | 緑区与瀬2054-3 原入口三叉路付近 |
| | | 横道地区 | 緑区与瀬2278 |
| | 桂北地区自治会 | 桂北地区集会所 | 緑区与瀬2121-1 |
| | | 桂北地区生きがい広場 | 緑区与瀬2124 |
| | | 第三避難所 | 緑区与瀬2117 |
| | 神明自治会 | 相模湖ふれあいパーク | 緑区与瀬1183-2 |
| | 下町西部自治会 | 与瀬グラウンド | 緑区与瀬884 |
| | 下町東部自治会 | 旧丸一駐車場前 | 緑区与瀬1068-1 |
| | | 桂北小学校 | 緑区与瀬877 |
| 小原自治会 | 小原集会所 | 緑区小原702-1 | |
| | 小原ふれあい広場(平野) | 緑区小原816-1 | |
| 奥畑自治会 | 県立津久井養護学校 グラウンド | 緑区若柳44 | |
| | 個人宅前 | 緑区若柳146 | |
| | 個人宅前 | 緑区若柳280-1 | |
| 千木良 | 底沢自治会 | 底沢集会所 | 緑区小原177-2 |
| | 赤馬東部自治会 | 個人宅前 | 緑区千木良118 |
| | 赤馬中通り自治会 | 赤馬老人憩いの家 | 緑区千木良363-2 |
| | 柳馬場自治会 | 赤馬クラブ | 緑区千木良540-イ |
| | 千木良中央自治会 | 千木良中央集会所 | 緑区千木良817-2 |
| | 原自治会 | 梅林 | 緑区千木良931北側 |

| | | | |
|----------------|---------|--------------------------|------------------|
| | 岡本自治会 | 千木良小学校校庭 | 緑区千木良1035 |
| | 西ノ台自治会 | 牛鞍神社 | 緑区千木良1240-1 |
| | 千木良西自治会 | 善勝寺駐車場 | 緑区千木良1296-1 |
| 内郷 | 若柳自治会 | コミュニティー広場 | 緑区若柳567 |
| | 阿津自治会 | 阿津自治会館 | 緑区若柳1124 |
| | | 阿津こどもの広場 | 緑区若柳1258-1 |
| | 沼本自治会 | 個人駐車場 | 緑区寸沢嵐605-3 |
| | | 山王神社 | 緑区寸沢嵐222 |
| | | 沼本クラブ | 緑区寸沢嵐385-1 |
| | | 神奈川県農業技術研究センター北相地区事務所駐車場 | 緑区寸沢嵐605-3 |
| | | 学校法人町田学園相模キャンパス学校前広場 | 緑区寸沢嵐515-1 |
| | 寸沢嵐自治会 | 内郷小学校 | 緑区寸沢嵐833 |
| | | 寸沢嵐自治会館 | 緑区寸沢嵐919-1 |
| | | 寸沢嵐児童公園 | 緑区寸沢嵐717 |
| | | 個人宅広場 | 緑区寸沢嵐983-1 |
| | 道志自治会 | 道志営農センター | 緑区寸沢嵐1706-1 |
| | | 道志地区ふれあいセンター | 寸沢嵐1989 |
| | 新戸自治会 | みちした | 緑区寸沢嵐 新戸自治会区中心付近 |
| | 増原自治会 | 増原営農センター | 緑区寸沢嵐2636 |
| 関口自治会 | 関口クラブ | 緑区寸沢嵐3044-1 | |
| 山口自治会 | 山口集会所 | 緑区寸沢嵐3214-5 | |
| 自治会法人 鼠坂自治会 | 鼠坂自治会館 | 緑区寸沢嵐3384-0 | |

広域避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 広域避難場所名 (所在地) | 概ねの避難対象地区 | 収容可能 人数 |
|---------------------------------|------------------|------------|
| 内郷小学校・内郷グラウンド (緑区寸沢嵐 833 番地) | 内郷地区 | 6,093 |
| 北相中学校 (緑区与瀬 1,019 番地 6) | 与瀬・小原地区 千木良地区 | 6,510 |

避難所及び救護所一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 避難所 | 所在地 | 救護所指定 | 収容可能人数 |
|--------|------------|-------|--------|
| 桂北小学校 | 緑区与瀬 877 | ○ | 672 |
| 千木良小学校 | 緑区千木良 1035 | | 764 |
| 内郷小学校 | 緑区寸沢嵐 833 | | 730 |

風水害時避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 避難所 | 所在地 |
|-------------|-------------|
| 桂北小学校 | 緑区与瀬 877 |
| 相模湖公民館 | 緑区与瀬 1134-3 |
| 県立相模湖交流センター | 緑区与瀬 259-1 |

| | |
|------------------------|------------------------------|
| 千木良小学校 | 緑区千木良 1035 |
| 内郷小学校 | 緑区寸沢嵐 833 |
| 内郷中学校 | 緑区寸沢嵐 2742-4 |

防災備蓄倉庫一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 設置箇所名 | 所在地 |
|---------------|-------------|
| 桂北小学校（避難所倉庫） | 緑区与瀬 877 |
| 千木良小学校（避難所倉庫） | 緑区千木良 1035 |
| 内郷小学校（避難所倉庫） | 緑区寸沢嵐 833 |
| 相模湖林間公園隣接地 | 緑区若柳 1432-2 |
| 小原ふれあい広場 | 緑区小原 824-1 |

飲料水兼用貯水槽一覧表

| 設置箇所名 | 所在地 | 有効貯水量 | 給水可能人数 |
|---------|-------------|-------|--------|
| 相模湖林間公園 | 緑区若柳 1432-2 | 40トン | 4,444人 |
| 北相中学校 | 緑区与瀬 1019-5 | 40トン | 4,444人 |

※給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水が行われる

集会所等一覧表

(令和4年4月1日現在)

| 地区 | 自治会 | 施設名称 | 所在地 | 建築年月 | 構造 | 階層 | 使用可否 | 理由 |
|-------|----------------|------------------|-------------|--------|-------|-----|------|----------------------------|
| 与瀬・小原 | 横橋 | 横橋集会所 | 与瀬2292番地 | S56.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流) |
| | 上町 | 与瀬上町集会所 | 与瀬695番地7 | S60.1 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 桂北地区 | 桂北地区集会所 | 与瀬2121番地1 | S57.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流) |
| | 小原 | 小原集会所 | 小原702番地1 | H15.4 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 奥畑 | 奥畑集会所 | 若柳140番地 | H3.11 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流) |
| 千木良 | 西、西の台、原、岡本 | 千木良西部集会所 | 千木良1245番地11 | S57.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (土石流) |
| | 中央 | 千木良中央集会所 | 千木良817番地2 | S60.4 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 赤馬東部、赤馬中通り、柳馬場 | 赤馬老人憩いの家 | 千木良363番地2 | S61.4 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 底沢 | 底沢集会所 | 小原177番地2 | H4.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流) |
| | 赤馬東部、赤馬中通り、柳馬場 | 赤馬クラブ | 千木良540番地8 | 不詳 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| 内郷 | 若柳 | 若柳営農センター | 若柳693番地3 | H4.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地) |
| | 阿津 | 阿津集落センター | 若柳1124番地1 | S59.10 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 寸沢嵐 | 寸沢嵐地区集会所 | 寸沢嵐919番地1 | S58.1 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 増原 | 増原営農センター | 寸沢嵐2636番地 | S58.4 | 木造 | 二階建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (土石流) |
| | 山口 | 山口集会所 | 寸沢嵐3214番地5 | H1.4 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地) |
| | 新戸 | 新戸地区消防詰所兼地域集会所 | 寸沢嵐2391番地1 | H8 | 軽量鉄骨造 | 二階建 | ○ | |
| | 沼本 | 沼本集会所 (沼本クラブ) | 寸沢嵐385番地1 | 不詳 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 沼本 | 沼本自治会館 (山王神社) | 寸沢嵐222番地 | 不詳 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 道北 | 道北集会所 | 寸沢嵐1743番地4 | 不詳 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 道北、道南 | 道志営農センター | 寸沢嵐1706番地1 | S57.3 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 道南 | 道志ふれあいセンター | 寸沢嵐1994番地1 | H1 | 木造 | 平屋建 | ○ | |
| | 関口 | 関口クラブ | 寸沢嵐3044番地1 | S44頃 | 木造 | 平屋建 | × | 土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地) |
| | 鼠坂 | 鼠坂自治会館 | 寸沢嵐3384番地口 | H20.12 | 木造 | 平屋建 | ○ | |

使用可否が×の施設については地震時・風水害時ともに使用不可

避難所倉庫資機材一覧

| 資機材名 | |
|------|-------------------------|
| 食糧等 | ビスケット |
| | アルファ米 |
| | おかゆ |
| | サバイバルフーズ |
| | 水（乳児用） |
| 生活等 | 食器セット |
| | かまど |
| | 鍋 |
| | やかん |
| | ひしゃく |
| | 薪 |
| | 組み立て式仮設トイレ |
| | 組み立て式仮設トイレ （障害者用・洋式） |
| | トイレットペーパー |
| | 高齢者用おむつ |
| | 小児用おむつ |
| | 生理用品 |
| | おしりふき |
| | 尻とりパッド |
| | アルコール消毒液 |
| | マスク |
| | カセットガスコンロ |
| | 養生テープ |
| | バケツ |
| | ランタン |
| | 毛布 |
| | 敷シート |
| | アルミシート |
| | USB付タップ |
| | ラジオ付ライト |
| | トラロープ |
| 台車 | |

| | |
|------------------|-------------|
| | 紙コップ |
| | 給水袋 |
| | ビニールシート |
| | コンセントタップ |
| | ほうき |
| 救助等 OR 生活等 | 携帯発電機 |
| | 投光器（電球） |
| | 投光機三脚 |
| | コードリール |
| | ガソリン缶詰 |
| | 布担架 |
| | 懐中電灯類 |
| | トランジスタメガホン |
| | 組み立て式リヤカー |
| | ワンタッチ間仕切り |
| | プライベートルーム |
| | 電池 |
| | 通信 |
| 公用スマートフォン | |
| カセットガス発電機 | |
| 救助等 | 災害救助用工具セット |
| | チェンソー |
| | 災害用リュック |
| その他 | 感染症対策物品 |
| その他② | 避難所運営事務用品 |
| | 災害時要援護者用資機材 |
| | 救護所用備蓄資機材 |
| | ペット用ケージ等 |

携帯各社の災害用伝言板

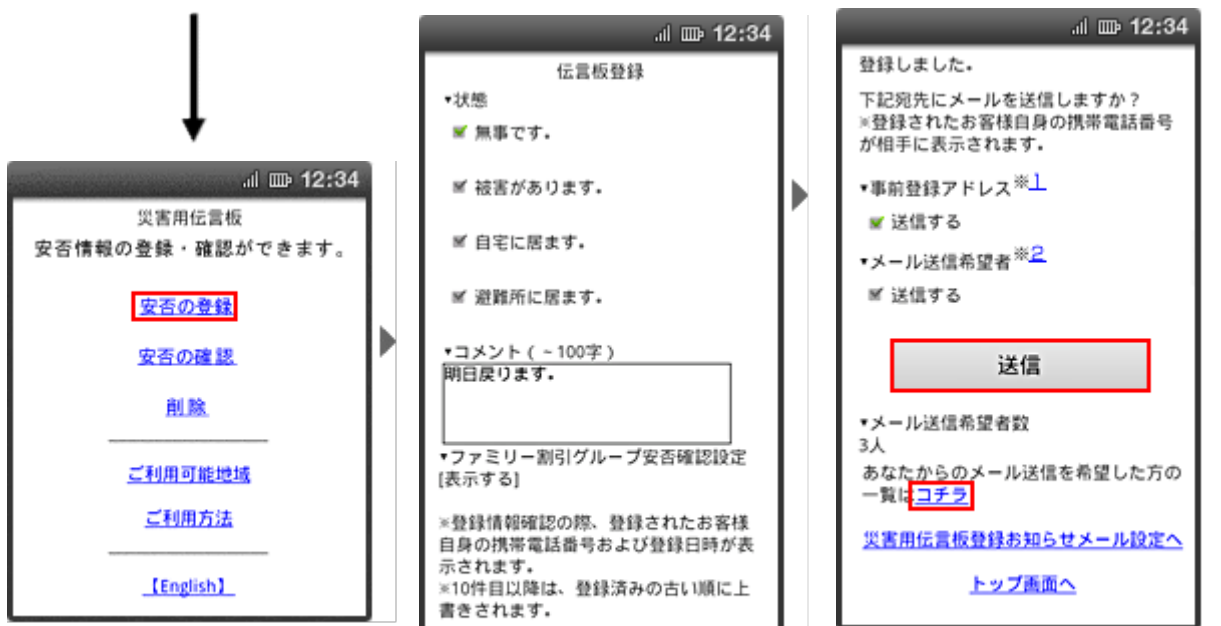
震度6弱以上の地震などの大災害が発生した場合、携帯電話各社はそれぞれの携帯専用コンテンツやインターネット上の「災害用伝言板」を開設します。利用者の安否確認や伝言板に登録し、それを家族や親戚等が伝言を確認することができるシステムです（他社の機種やパソコンからも確認が可）。

※掲載している以外の携帯電話会社の場合は各社のホームページ等をご確認ください。

docomo 災害用伝言板 メッセージの登録方法

※伝言の登録は、iモードまたはspモードをご契約されているお客様が対象になります。

[1] iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します。（大規模な災害が発生したときに表示されます。）



[2] 「安否の登録」を選択。

最大10件まで登録できます。

[3] 「状態」を選択。任意で100文字以内のコメントを入力し、「登録」を押します。

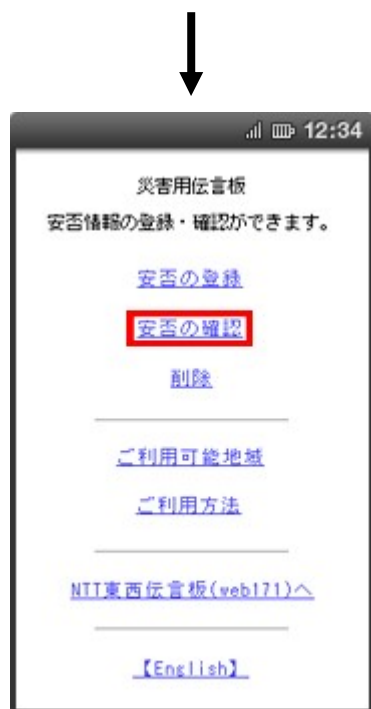
[4] 登録完了。設定したアドレスに登録内容を通知する場合は、「送信」を押します。

- メッセージは、一つの災害でのサービスを終了するまで保存されます。
- 他携帯電話事業者が提供する「災害用伝言サービス」へのアクセスには、パケット通信料がかかります。

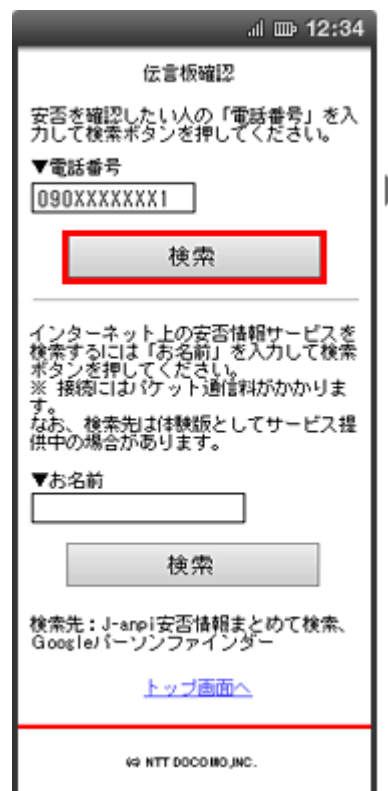
docomo災害用伝言板 メッセージの確認方法

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

[1] iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します。(大規模な災害が発生したときに表示されます。)



[2] 「安否の確認」を選択。



[3] 確認したい人の電話番号を入れ「検索」を押してください。



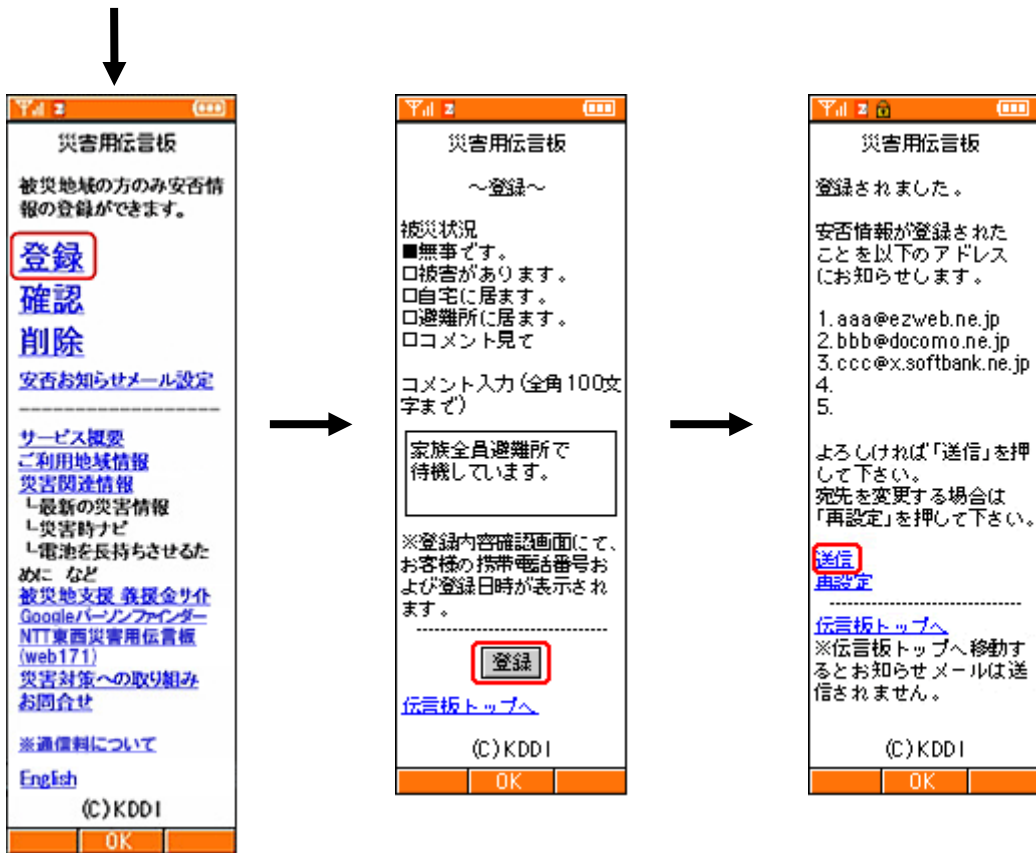
[4] 確認したい安否情報を選択。



●掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。

au災害用伝言板 メッセージの登録方法

[1] 「auポータルトップから「災害用伝言板」を選択します。」



[2] 「登録」を選択。

[3] 被災状況を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力した後に、「登録」を押します。

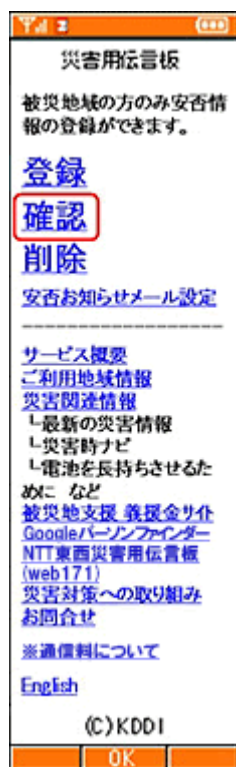
[4] 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は、「送信」を押します。

●メッセージは登録からサービス終了まで保存されます(最大10件)スマートフォンからのご利用にはパケット通信料がかかります。

au 災害用伝言板 メッセージの確認方法

http://dengon.ezweb.ne.jp/

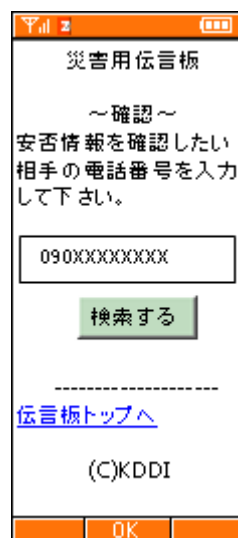
[1] 「auポータルトップから「災害用安否確認」を選択します。」



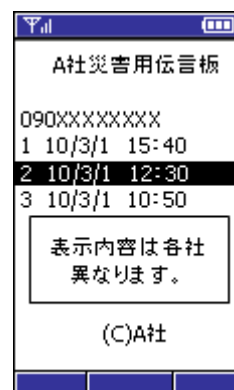
[2] 「確認」を選択。

「※au携帯電話以外の他社携帯電話、PHS各社及び、NTT東西の災害伝言板サービスにも、伝言が登録されているかを検索し、登録されている各社伝言板のリンクを表示します。」

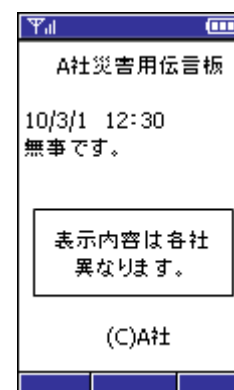
●auケータイからのご利用にあたっては、パケット通信料がかかりません。ただし、スマートフォンからのご利用やau以外の伝言の確認にはパケット通信料がかかります。



[3] 確認したい人の電話番号を入れ「検索する」を押します。



[4] 確認したい安否情報を選択。



ソフトバンク災害用伝言板 メッセージの登録方法

[1] Yahoo! ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します。

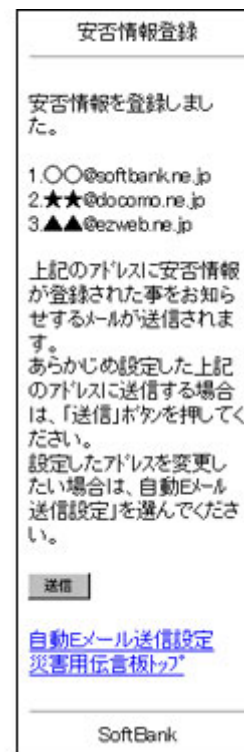


[2] 「登録」を選択。
最大80件まで登録で
きます。

携帯電話番号は自動
的に登録されます。



[3] 被災状況を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力したあとに、「登録」を押します。



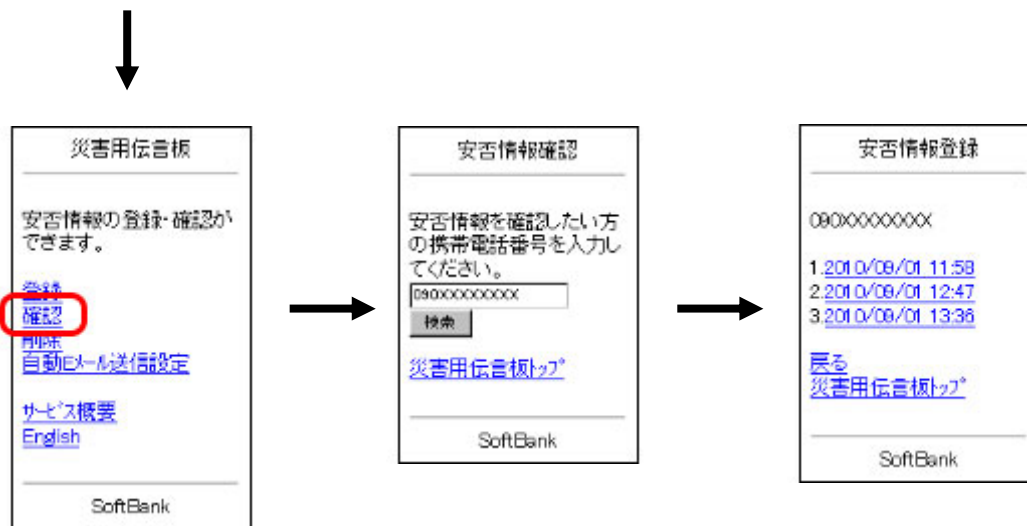
[4] 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は、「送信」を押します。

●災害における災害用伝言板終了時まで保存されます。

ソフトバンク災害用伝言板 メッセージの確認方法

<http://dengon.softbank.ne.jp/>

[1] Yahoo!ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します。

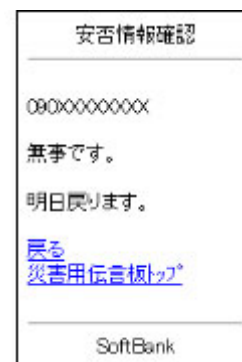


[2] 「確認」を選択。

[3] 確認したい人の
電話番号を入れ「検
索」を押します。

[4] 確認したい
安否情報を選
択。

※確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号
ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業
者に登録された安否情報を検索・表示します。



- 掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。
- Yahoo!ケータイのトップからのご利用にあたってはパケット料金がかかりません。
- 他携帯電話事業者が提供する災害用伝言サービスへのアクセスには、パケット通信料がかかります。

NTT災害用伝言ダイヤル「171」

ガイダンスに従って

| 伝言を録音する場合 | 伝言を再生する場合 |
|-------------------|--------------|
| 171 にダイヤルする | 171 にダイヤルする |
| 録音の場合 1 | 再生の場合 2 |
| 被災地の方の電話番号 市外局番から | ×××-×××-×××× |
| 30秒以内で録音する | 再生する |

※詳しくは、<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

○災害時にNTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」では、テレビやラジオ等で公表、利用を呼びかけることになっています。通常は利用できません。

○伝言の録音は、被災地の電話のみ可能です。

○録音された伝言は**災害用伝言ダイヤルの提供期間終了まで保存されます。**

○料金はかけた人が負担します。（災害救助法が適用された時点で、その地域の利用者は無料になります）

ひばり放送を確認するには・・・

屋外放送塔から流れている「ひばり放送」の内容を確認するには次の方法があります。

●ひばり放送や防災情報を『テレビ神奈川（t v k）データ放送』に配信します！！

テレビのリモコンに「d ボタン」がある地デジ対応のテレビまたはチューナーであれば見ることができます。（データ放送は無料です）

《データ放送の表示方法》

- ① テレビ神奈川（t v k）の画面からリモコンの **d ボタン** を押します。
- ② データ放送を表示させ、緑のボタンを押して、**マイタウン情報** を選択します。
- ③ 相模原市の専用ページを表示させ、**防災ひばり放送** を選択します。
- ④ 防災ひばり放送のページを表示させ、確認したい件名を選択します。
(過去の内容を確認する場合は、リモコンの赤いボタンを押します。)

※配信日当日中は、リモコンのdボタンを押すと④のページを表示します。

《配信内容》

主に「ひばり放送」の内容を配信するほかに、防災情報を配信します。

※「ひばり放送」については、放送時間とほぼ同じ時間に配信されます。

※d ボタンの場所はリモコンによって異なります。

「d」ボタン



●電話で直近1件分の放送を聴くことができます。

ひばり放送テレホンサービス 0180-994-839

※通話料金が発生します。(固定電話3分約9円)

※プリペイド式携帯電話、IP電話からはご利用できません。

●相模原市のホームページでも確認できます。

トップページ画面の左側、下に表示されている**ひばり放送**をクリックすると過去3件までの履歴を確認することができます。(携帯電話版のホームページからも確認することができます。)

●災害時には、FMラジオ局『エフエムさがみ83.9メガヘルツ』を！！

災害時には緊急放送に切り替わり、「ひばり放送」や市内のきめこまかい災害情報がラジオから入手できます。

なお、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンなどからも『エフエムさがみ』の放送を聴くことができます。

※一部受信できない地域があります。

●さがみはらメールマガジン「防災」を登録すると、ひばり放送や防災情報が携帯電話やパソコンへ配信されます。

【登録方法】

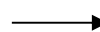
- ①受付アドレス (sagamihara@cousmail-entry.cous.jp) に空メールを送信します。
- ②自動的に登録用のメールが返信されます。
- ③返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページで希望するメールの種類などを設定すると登録完了です。

【情報の内容】

- 気象警報・注意報 (相模原市域に発表された場合に自動配信)
- 竜巻注意情報 (神奈川県に発表された場合に自動配信)
- 地震情報 (相模原市域で地震が発生した場合に自動配信)
- 河川水位情報 (水位が基準値を超えた場合に自動配信)
- 雨量情報 (雨量が基準値を超えた場合に自動配信)
- 重要なお知らせ (**災害による通行止めや停電の情報などを**配信)
- ひばり放送 (ひばり放送でお知らせした内容を配信)
- 天気予報 (相模原市域の天気予報を自動配信)
- 安全・安心情報 (地域の事件等を配信)

※迷惑メール防止設定をされている場合は、市からの配信「sagamihara@info.cous.jp」を設定から解除してください。

携帯電話で、次の QR コードを読み取れば、空メールアドレス (sagamihara@cousmail-entri.cous.jp) を認識するのでご利用ください。



令和5年度 相模湖地区「地域活性化事業交付金」の対象事業を募集します

この交付金は、地域の活性化を目指し、地域の方々が自主的な課題解決に向けて取り組む事業に対して交付するものです。

◆対象事業 相模湖地区の活性化を目指し、地域課題の解決に資する事業を対象とします。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ①地域の防災・防犯に関する事業 | ②地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 |
| ③地域福祉の増進に関する事業 | ④産業や観光の振興に関する事業 |
| ⑤環境の保護・保全に関する事業 | ⑥青少年の健全育成に関する事業 |
| ⑦地域の文化・伝統の振興に関する事業 | ⑧生涯学習に関する事業 |
| ⑨地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 | ⑩区が推進する重点事業 |
| ⑪その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 | |

※次のような視点を持つ事業は優先的に交付します。

- 自治会への加入促進 ○地域における公共的な活動の担い手育成 ○公共的な活動への参加者増加
○地域の公共的な活動団体間の連携強化 ○まちづくり会議が提示した地域課題の解決

◆申請者の要件 5人以上の構成員で組織される団体

◆交付対象経費

- | |
|---|
| ① 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等 |
| ② 事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、備品購入費、施設使用料、備品借上料等 |
| ③ 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等 |
| ④ 事業を行う上で必要な委託費等 |
| ⑤ イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等 |
| ⑥ 講演会等の講師に対する報償費 |
| ⑦ 研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。） |
| ⑧ その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの |

*交付率は、交付対象経費の10分の10以内ですが、備品（物品等で1件1万円以上）に係る交付率は対象経費の3分の2以内の交付となります。

◆事業実施期間 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
*同一事業に対する交付年限については、最大3年間です。

◆事前相談の受付 令和5年3月1日（水）から3月31日（金）まで
（受付は土・日曜日・祝日を除きます。）

◆申し込み

交付申請書に必要書類を添えて、相模湖まちづくりセンターへ提出してください。なお、申請書は市ホームページ（緑区→緑区の地域活性化事業交付金→申請書様式）からもダウンロード可能です。
⇒<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/midoriku/1009294.html>

※申請書の受付は令和5年4月3日（月）からですが、予算に限りがありますので、事業を予定している団体は、必ず相模湖まちづくりセンターまで事前相談をお願いします。

◆問い合わせ

相模原市 緑区役所 相模湖まちづくりセンター 総務・地域振興班 TEL：042-684-3240



令和5年度 地域活性化事業交付金 まちづくり会議が提示した

地域課題の解決について

地域活性化事業交付金の優先的な交付対象事業としてとして取り扱うものに「まちづくり会議が提示した地域課題の解決について」という項目があります。例えば各部会の下記のような項目が当てはまると考えられます。

○産業・観光専門部会

- ・観光振興及び地域経済の活性化の視点から地区の魅力をPRするもの
- ・移住・定住の促進を視野に入れた雇用の場の創出や来訪者の増加につなげるもの

○子ども・若もの専門部会

- ・地区の少子高齢化が進む中、教育・子育て、安全・安心についての地域の抱える課題を住民の視点で解決するもの
- ・若者の移住・定住の促進を視野に入れた、子育て環境の充実と暮らしやすいまちづくりを目指すもの

その他に各部会から追加すべき事項や全体会として追加すべき内容についてございましたら、ご意見を伺いたく存じます。

令和4年度相模湖地区地域活性化交付金事業申請状況

申請件数 3 件

申請額合計 866,000 円（相模湖地区交付金予算 130 万円）

申請事業

①甲州街道小原宿 本陣奴会（『小原の奴』継承人材育成事業）216,000 円

【事業の目的】

『小原の奴』の継承活動を通じて、地域の活性化を促し、担い手を輩出する地域教育機関と連携し、『小原の奴』を次世代に継承する。

小原・相模湖地区の魅力を外部へ発信するため、他地区へのイベントへ出演、街頭演舞などを行う。

他団体とのコラボレーションにより交流を実現し、相互地域の活性化を目指す。

【事業の内容】

さくら祭・いちょう祭等への参加、教育機関への出前授業、街頭演舞活動、SNS 等への活動状況掲載

【事業実績】

Facebook での広報、小原宿本陣祭への参加、いちょう祭への参加、TBS「所さんお届けモノです！」への出演、北相中への出前授業の実施等

【予算執行状況】

- ・教育機関への出前授業（中学生でも使用可能な大きさの槍の購入）
¥148,500 円（執行済み）
- ・活動全般（ボランティア保険、衣装のクリーニング代）
¥120,000 円（執行済み）

②相模湖地域連絡会（わくわく・さがみこ創り）350,000 円

【事業の目的】

将来の生活、地域の衰退、財産保全等への不安等の課題を解決の窓口へつなぐ。魅力あるまちづくり、住みよい町・豊かな町とし、地域外からの居住者誘致を行う。

【事業の内容】

- 空き家対策（空き家や更地の有効化の提案をしていく）
- ポスター作製（相模湖地域の魅力や知名度拡大のため）
- イベント創設（地域内外への参加型イベントの創設、アトリエヨシノと連携し相模湖のバレエの聖地化を目指す）

桜道構想（与瀬神社下から中野地区へつながる道の桜等の植樹）

【事業実績】

地域の魅力発信の為のポスター作製、相模湖夏祭り参加、相模湖ハロウィン参加、各地域イベントの手伝い、空き家の相談への対応等

【予算執行状況】

- ・ポスター作製（相模湖地域の魅力や知名度拡大のため）

¥120,000 円（執行済み）

- ・桜道構想（与瀬神社下から中野地区へつながる道の桜等の植樹）

¥250,000 円（未執行）（令和5年3月予定）

③相模ダムカレー・ダムプレート事業 300,000 円

【事業の目的】

相模ダム近隣を中心とした相模湖地域全体の飲食店、観光振興を目的としたもの。

最近相模湖内のプレジャーフォレストがテレビで盛んにPRをしているが、プレジャーフォレストの外にそうした観光客は流れてこない。そうした観光客やダム観光に来た観光客に向けたPRに取り組むことにより、観光客を増加させ地域の活性化を図る。

【事業内容】

ダムカレーマップ作成、ダムカレー店舗支援（のぼり旗作成等）

【事業実績】

ダムカレー参加店舗募集

【予算執行状況】

- ・ダムカレーマップ作成

¥220,000 円（未執行）（令和5年3月予定）

- ・ダムカレーのぼり旗作成

¥80,000 円（未執行）（令和5年3月予定）

令和4年12月16日

相模湖地区まちづくり会議 代表 河津 暁 様

相模原市長 本村 賢太郎



児童クラブの運営の見直しに関する要望書について（お答え）

日頃から、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

現在、相模湖地区のすべての児童クラブの学年制限は、モデル実施児童クラブとなっていることから、小学4年生までとなっております。相模湖地区内では50名程の児童が利用しており、5年生以降の継続利用のニーズもあると捉えているところです。

また、相模湖地区の登下校の状況ですが、人家や人通りが少ない場所かつ、学校まで遠距離となっている地区において、登校時は複数人の集団登校となっているが、下校時においては児童クラブの対象学年でなく、両親が共働きである児童が1人で下校するような状況が発生しているところです。

この状況は、児童の防犯上の危険性や保護者の精神的な不安を考えると非常に危惧しているところです。

上記の状況や、国の定める基準においても対象学年が6年生までとされていることを鑑み、入会要件を満たす小学6年生までの受け入れが可能となるよう学年制限の見直しを強く要望します。

【回答】

本市の市立児童クラブにおきましては、共働き家庭の増加等により、入会を希望する世帯が非常に多い状況であるため待機児童が生じております。このことから、特にニーズの高い3年生までの受け入れを優先的に行っておりますが、相模湖地区を含め、一部の児童クラブにおきましては、モデル実施として、対象学年を4年生まで拡大しているところです。

今後につきましては、モデル実施の検証を踏まえるとともに、相模湖地区を含む中山間地域の特性にも考慮し、6年生までの受入拡大について先行して検討を進めてまいりたいと考えております。

（こども・若者支援課）

また、学年制限の緩和に伴い、児童クラブへの入会者が増加することが見込まれることから、学校の空き教室等の確保につきましても併せて要望します。

【回答】

小学校の余裕教室につきましては、将来の学級数や校舎改修工事の計画などを踏まえ、学校

や関係機関と調整した上で、児童クラブとして利用しております。

今後も、教室の配置状況等に応じて、関係機関等と調整してまいります。

(学校施設課)

以 上

【受付№.2022-11】

事業担当：こども・若者支援課

042-769-8370(直通)

事業担当：学校施設課

042-769-8281(直通)

<受付担当：広聴広報課>

042-769-8299(直通)>

4学務課第10706号

令和5年1月23日

相模湖地区まちづくり会議
代表 河津 暁 様

相模原市教育委員会教育長 渡邊 志寿代



通学費助成の基準の見直しに関する要望書について（回答）

日頃から、本市教育行政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年11月15日にご提出いただきましたご要望につきまして、次のとおり回答いたします。

【要望】

相模湖地区における通学路は、平坦でなく坂道が急で人家や人通りが少ない地区や歩道が十分に整備されていない地区など通学路環境の観点から、安全性の面で不安な地区が多くあります。

また、相模湖地区における実際の児童・生徒の通学距離は、小学校で3km、中学校で4kmを超える地区もあります。

相模原市教育委員会の基本方針の通学費助成の基準に照らし合わせると、一定の要件はあるものの、小学校で4km、中学校で6kmを越えないと助成対象とならないとしているため、現在、相模湖地区においては通学費助成対象となる地区はありません。

しかしながら、このような通学路環境の中、保護者は安全面に不安を抱いているため、自家用車での送迎をしている家庭も多く、昨年度行ったアンケートにおいても交通費助成を求める声を多数いただいています。

現行の通学費助成の基準については、全市一律となっているが、通学路環境は、地域によって異なることから、上記記載の地域的な実情を十分に考慮していただき通学費助成の基準の見直しを強く要望します。

【回答】

通学費助成につきましては、「相模原市立小学校・中学校の児童・生徒の通学費助成、スクールバス運行に関する基本方針」に基づき、学校から自宅までの通学距離が、小学生で4km、中学生で6kmを超え、学校から自宅までの

間に、公共交通機関が無い場合や、学校の統廃合によって、学校が遠隔化する
場合において、スクールバスの運行が行われず、保護者が送迎を行うときなど
に助成を行っているところです。

基本方針の見直しにつきましては、現在、検討していただいている望ましい
学習環境のあり方の中で、アンケート調査等により相模湖地区の現状を把握す
るなど地域の実情を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

以 上

事業担当：学務課 042-769-8282(直通)

第7期 相模湖地区まちづくり会議委員名簿

令和4年12月14日・敬称略

| 番号 | 役職 | 所属団体等 | | 氏名 |
|----|-----|--------------------|----------------------------|--------|
| 1 | 代 表 | 地域活性化事業 交付金活動団体 | サンタクロースプロジェクト | 河津 暁 |
| 2 | 副代表 | 自治会関係 | 相模湖地区自治会連合会 | 森久保 高弘 |
| 3 | 副代表 | 産業・経済 関係団体 | 一般社団法人 相模湖観光協会 | 中里 正巳 |
| 4 | 理 事 | 教育・スポーツ・ 文化関係関係 | 相模湖地区公民館運営協議会 | 藤井 行雄 |
| 5 | 理 事 | 安全・安心 関係団体 | 緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部 | 小川 達雄 |
| 6 | 理 事 | 地域活性化事業 交付金活動団体 | さがみ湖コンシェルジュ | 吉良 奈美乃 |
| 7 | 理 事 | 公募委員 | - | 鈴木 克枝 |
| 8 | 委 員 | 自治会関係 | 相模湖地区自治会連合会 | 長谷川 兌 |
| 9 | 委 員 | | 相模湖地区自治会連合会 | 新井 芳男 |
| 10 | 委 員 | | 相模湖地区自治会連合会 | 佐々木 裕修 |
| 11 | 委 員 | 保健・福祉 関係団体 | 相模湖地区民生委員児童委員協議会 | 清水 孝夫 |
| 12 | 委 員 | | 相模湖地区社会福祉協議会 | 砂金 富保 |
| 13 | 委 員 | | 相模湖地域包括支援センター（相模湖地区地域ケア会議） | 遠藤 亮裕 |
| 14 | 委 員 | 産業・経済 関係団体 | 相模湖商工会 | 小野沢 健二 |
| 15 | 委 員 | | 与瀬商栄会 | 坂本 安政 |
| 16 | 委 員 | 教育・スポーツ・ 文化関係関係 | 相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」 | 倉田 真由美 |
| 17 | 委 員 | | 相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」 | 溝口 香苗 |
| 18 | 委 員 | | 相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」 | 川上 はぎ乃 |
| 19 | 委 員 | | 相模湖地区中学校PTA「北相中学校」 | 加藤 清子 |
| 20 | 委 員 | | 相模湖地区中学校PTA「内郷中学校」 | 川村 千穂子 |
| 21 | 委 員 | 公募委員 | - | 橋本 久美子 |

第7期 相模湖地区まちづくり会議専門部会の委員構成

敬称略

| 部会 | 役職 | 団体 | 氏名 | 備考 |
|-------------|------|----------------------|--------|-----|
| 産業・観光専門部会 | | 相模湖地区自治会連合会 | 長谷川 兌 | 11名 |
| | | 相模湖地区自治会連合会 | 森久保 高弘 | |
| | | 相模湖地区自治会連合会 | 新井 芳男 | |
| | | 相模湖地区自治会連合会 | 佐々木 裕修 | |
| | | 相模湖地区社会福祉協議会 | 砂金 富保 | |
| | 部会長 | 一般社団法人 相模湖観光協会 | 中里 正巳 | |
| | | 相模湖商工会 | 小野沢 健二 | |
| | | 与瀬商栄会 | 坂本 安政 | |
| | 副部会長 | さがみ湖コンシェルジュ | 吉良 奈美乃 | |
| | 副部会長 | 公募委員 | 鈴木 克枝 | |
| | | 公募委員 | 橋本 久美子 | |
| 子ども・若もの専門部会 | 副部会長 | 相模湖地区公民館運営協議会 | 藤井 行雄 | 9名 |
| | | 相模湖地区民生委員児童委員協議会 | 清水 孝夫 | |
| | | 相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」 | 倉田 真由美 | |
| | | 相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」 | 溝口 香苗 | |
| | | 相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」 | 川上 はぎ乃 | |
| | | 相模湖地区中学校PTA「北相中学校」 | 加藤 清子 | |
| | | 相模湖地区中学校PTA「内郷中学校」 | 川村 千穂子 | |
| | 副部会長 | 緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部 | 小川 達雄 | |
| | 部会長 | サンタクロースプロジェクト | 河津 暁 | |

令和5年 2月 日

〇〇 〇〇 様

相模湖地区まちづくり会議
代 表 河津 暁

第7期 相模湖地区まちづくり会議委員の推薦について（依頼）

余寒の候、貴団体におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素から相模湖地区まちづくり会議の活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体からご推薦をいただいております当会議の委員が、貴団体役員を退任されたことに伴い、同時に当会議の委員を退任されることとなりました。

当会議といたしましては、引き続き、貴団体から当会議の委員残任期間の委員をご推薦いただきたいと考えております。

つきましては、別紙推薦書により、委員をご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 推 薦 人 数 1名以内
- 2 任 期 令和5年4月～令和6年5月末
- 3 会議開催予定 第84回 相模湖地区まちづくり会議全体会を、4月20日(木)・19時から予定しています（詳細は、後日お知らせいたします。）。
以降、月1回程度の定期会議の他、不定期に会議が開催される場合もあります。

*別紙推薦書に必要事項を記載し、事務局あてにご提出ください。

以 上

事務局
相模原市 緑区役所 相模湖まちづくりセンター
担当 廣瀬
Tel 042-684-3212 Fax 042-684-3618
Mail sagamiko-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp

推 薦 書

相模湖地区まちづくり会議代表 宛

このたび、役職変更等があったため、現在、所属している者の残任期間として、次の者を貴会委員として推薦いたします。

団体名.....

代表者.....

| | | |
|-------------|-----|--|
| 旧 委 員 | 氏 名 | |
|-------------|-----|--|

| | | |
|-------------|---------------|-----|
| 新 委 員 | 役 職 等 | |
| | (フリガナ) 氏 名 | |
| | 住 所 | 〒 - |
| | 電話番号 | |
| | FAX 番号 | |
| | 携帯電話番号 | |
| | 備 考 | |

産業・観光専門部会からの報告事項

1 ダムカレーののぼり旗について

(1) 規格

- ・600×1800 (mm)、片面カラー

(2) 設置箇所

- ・参加10店舗に2本ずつ、駅前、観光協会等 計30本程度

(3) 値段(概算)

- ・のぼり旗30枚で25000～30000円程度(1枚当たり830円～1000円)
- ・棒30本で15,000円程度(1本あたり500円程度)
- ・土台(注水型)30基で30,000円程度(1基あたり1000円程度)
- ・計70,000～80,000円程度

(4) デザイン案

別紙のとおり

※現在パンフレットのデザインと一緒にダムカレーのロゴを作成してもらっているのでロゴが完成次第、追加する予定。

2 ダムカレーマップについて

ベースとなるマップは別紙のとおり。

A4サイズの大きさを横に印刷する。裏面では相模ダムの紹介等をする。

ダムカレーのマップについて、下記の事項を各委員から各店舗に連絡してもらうこととなった。

- ・各店舗に写真を近日中に取りに行くこと
- ・ダムカレーの写真か、店舗の写真を掲載するかを選択してほしい

ダムカレー店舗 参加状況

カレーで参加

参加時に声をかけた委員

| | | |
|----|----------------|-----|
| 1 | 角屋食堂 | 中里 |
| 2 | いかりやレストラン デミタス | 新井 |
| 3 | Sove | 鈴木 |
| 4 | グリーンスポット | 新井 |
| 5 | カレー&コーヒー KARIN | 森久保 |
| 6 | 寿麴庵 BISTRO 蔵 | 長谷川 |
| 7 | 見晴らしドライブイン | 中里 |
| 8 | 浜陣 | 中里 |
| 9 | レストラン まつき | 中里 |
| 10 | 青林檎 | 鈴木 |

3 その他

相模湖やまなみ祭でのPRやお子様ランチ旗の作成について協議した。

次回会議についてはダムカレーマップの原型ができ次第早急に行うこととなった。

ダムカレーのぼり旗案



さがみ湖 相模ダムカレー タイトルロゴ

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真

○レストラン
説明～
TEL
営業時間
休

ダムカレーor
レストラン写真



○ダムの概要

○ダムの歴史

○ダムの工事概要

子ども・若もの専門部会からの報告事項

意見交換会関連

1月26日（日）：第2回相模湖地区小・中学校の望ましい学習環境のあり方・

意見交換会開催

令和3年度から行ってきた意見交換会の内容及び地区内小・中学校の保護者を対象に実施したアンケート調査の結果を整理・分析し、作成した報告書案について最終的な確認を行いました。原案を一部修正することで、承認しました。

今後の予定

報告書を完成させ、市（教育委員会）へ年度内に提出します。

4 地域ケア会議実施報告書

相模湖 地域包括支援センター <1>

| | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--------|----|-------------------|-------|-------------------------------------|----|-------|----|
| 開催日時 | 令和4年12月6日 (火) 13時 30分～ 15時 30分 | | | | | | | | |
| 会場 | 相模湖総合事務所3階A会議室 | | | | | | | | |
| 参加者 | 合計 16名 | ①民生委員 | 0名 | ⑨消防 | 名 | ⑪⑫内訳 | 人数 | ⑬⑭内訳 | 人数 |
| | | ②自治会 | 1名 | ⑩介護保険事業所 | 名 | | 名 | 公民館 | 1名 |
| | | ③老人クラブ | 1名 | ⑪医療関係 | 名 | | 名 | 商工会 | 1名 |
| | | ④サロン | 名 | ⑫リハビリ職 | 名 | | 名 | 包括 | 4名 |
| | | ⑤ボラ団体 | 名 | ⑬地ケ課 | 2名 | | 名 | 市社協 | 2名 |
| | | ⑥市社協 | 1名 | ⑭相談課(高齢班) | 1名 | | 名 | 地域活動者 | 2名 |
| | | ⑦地区社協 | 1名 | ⑮市関係課 | 0名 | | 名 | | 名 |
| | | ⑧警察 | 名 | ⑯その他(事務局含) | 9名 | | 名 | | 名 |
| 分類 | ②地域づくり部会 | | | →①個別なら (複数選択可) | | →②地域なら (複数選択可) | | アイウエ | |
| テーマ | 買い物支援・ちょこっとボランティアさがみこ・悪徳商法への対応 | | | | | | | | |
| 意見交換の概要 | <p>【買い物支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地ケ課よりモデル的に実施している城山・麻溝地区の移動支援の取り組みと「外出支援ボランティア担い手養成講座」について説明。ボランティアベースで自家用車を使用した移動支援にはリスクが高く不安である、市がしっかりとバックアップをする必要があるのではないかと意見が多かった。福祉施設から送迎車両と運転手に協力してもらい、運行する方法が現実的ではないかと意見もあった。 ・公共交通機関を利用した買い物ツアーについてはモデル地区を決めアセスメントや試行実施など引き続き検討する。 ・JAの金融移動車の話題となり、相模湖地区でも利用ができないか確認することとなった。 <p>【ちょこっとボランティア相模湖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の報告。具体的な活動事例等についても説明。ケアマネなどからの依頼では、身体的に大変な状況の人の相談もあることから、引き続き口コミを中心に、担い手の登録のPRを行うこととする。 ・1/25に市社協緑VCと共催で相模湖地区ボランティア交流会の実施を予定している。 <p>【悪徳商法への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の部会で話題となった悪徳商法への対応。地域づくり部会主催でセミナー等の実施ができないかを提案したが、コロナの感染拡大状況にある中で、人を集めることが難しいとの意見が出た。すでに人が集まるようなところで、悪徳商法への対応DVDを流すことや、地域づくり部会だよりを発行し、悪徳商法についての講座の紹介や視聴覚教材等についてPRすることとなった。 【老人クラブ連合会主催「みんながほっとする！！ホットな地域づくり」研修会について】 老人クラブ連合会大神田会長より周知協力について依頼。会員アンケートの集計結果を研修会にて報告し、大学教授から助言をもらうことを予定。アンケートに対しての関心が高い、結果を共有してほしい等の意見があった。また各地区で老人クラブの解散が続き、団体の継続が大きな課題となっている等の話題が出た。 【報告】地域包括支援センターより1月10日に個別支援部会を開催する旨周知があった。 ※閉会の挨拶の際に、中山間地域の医療体制のあり方についての話題が出た、次回の地域づくり部会で医療政策課からの説明を依頼することになった。 | | | | | | | | |
| 今後の具体的な取り組み方針 | <p>地域づくり部会だよりの発行</p> <p>買い物支援について、試行実施に向けての検討</p> <p>医療政策課からの中山間地域医療の在り方基本方針の説明依頼</p> | | | | | | | | |
| 関係者の役割分担 | 特になし | | | | | | | | |
| 残された課題・広域的な課題 | 移動支援について | | | | | | | | |
| 参加者・まちづくり会議への報告 | 資料、報告書を共有する | | | | | | | | |
| (地域づくり部会なら) | 次回時期 | 2月21日 | | | 次回テーマ | 買い物支援・ちょこっとボランティア相模湖・地域づくり部会だよりについて | | | |

議題(1)買い物等支援について

1. 移動支援等について(相模原市地域包括ケア推進課)

2. 買い物支援の例について

(1) みんなでお買い物ツアー

「大勢で買い物に行くのは楽しい」という声があるため、公共機関を使っての買い物ツアー企画。

自由に動ける間に公共交通機関を使っておく狙いもあり。

① 電車を使って

JR 相模湖駅集合→中央本線にて高尾駅。イーアス高尾にて買い物

② 乗り合いタクシーを使って

・リフレッシュセンターから、内郷地区乗り合いタクシーを利用して、マルエツに買い物

・相模湖駅から、吉野・与瀬地区乗り合いタクシーを使ってスーパーまつばへ

(2)モデル地区を指定し、再度アセスメント等を行う

①以前の部会で、買い物ツアーの実施を予定していた横橋地区

コロナ以前よりサロンが終了しており、「人が集まる」ことが難しくなっている地区でどのような買い物支援が必要か(移動販売や御用聞きも含めて)

②それ以外の地区で買い物不便地域

底沢地区等

3. その他

買い物支援や移動支援につながりそうなアイデア等

議題(2) ちょこっとボランティア相模湖について

1. 相談、活動状況報告(11月末現在) (別紙1)

2. コーディネーターによる相談窓口について

○活動依頼を受けることでの地域課題の把握

○相談受付票を確認することで、どの地域からの相談が多いか等、地区に注目したニーズ把握が行えるようになった

○交流会の実施について(別紙2)

- ・相模原市社協緑ボランティアセンターと共催にて地区内のボランティア交流会を実施予定。1月25日(水)午前10時～ 総合事務所3階大会議室にて
- ・サポーターに知ってもらうことで、顔の見える関係づくりをし、活動への声掛けのハードルを下げる目的もあり。

3. その他

入場無料

第16回

福祉のつとめ

相模湖の

ふれあいを大切に

くらしを豊かに

しあわせの絆を広げよう

スタンプラリー
もああります！

来場者全員に
抽選券配布♪
【午後2時応募締切】

商品券等賞品多数！

要約筆記
手話通訳 付き！

ステージ

- 第1部 ●表彰 ・福祉活動功労者 ・ふくし絵手紙コンクール
 第2部 ●ステージ発表 ・北相中学校、ファンファン、手話サークル加絵手
 山口のんびりサロン、民児協、包括支援センター
 ●抽選発表 ※応募締切：午後2時00分

展示

相模湖こども園、津久井養護学校、内郷中学校、相模湖みどりの丘
津久井やまゆり園、ゆめクラブ、サロン、ふくし絵手紙コンクール作品 など

体験

音訳（録音奉仕会かつら）、読み聞かせ（おはなしクレヨン）、体験工作
野菜当てクイズ（わかな会）、認知症スクリーニング（包括支援センター）

◆新型コロナウイルス対策にご協力願います。
来場の際には、マスクを着用ください。
感染症の拡大状況によっては、中止になる場合も
あります。ご了承ください。

販売

ワークやまのべ、
津久井やまゆり園

開設

相模湖おもちゃ病院



2/25(土)

午後1時～午後3時30分

「福祉のつとめ」ボランティア募集！

会場受付、体験コーナーのお手伝いなど、
短時間でもOK！申込みは地区社協まで
申込：☎ 042-649-0202

会場

県立相模湖交流センター

※駐車券をお渡しします。
周辺への路上駐車は、ご遠慮ください。

つとめ会場 TEL(当日のみ)

TEL 080-1037-0202



※会場まで無料送迎バスを運行します！
時刻表は裏面に！



- 主催：福祉のつとめ実行委員会・相模湖地区社会福祉協議会 ■問合せ：☎042-649-0202
 ■後援：相模湖地区自治会連合会・相模湖地区民生委員児童委員協議会・相模湖地区老人クラブ連合会
 相模原市・社会福祉法人相模原市社会福祉協議会



福祉のつとめ シャトルバス時刻表



☆バスの時刻は、前後する場合があります。



乗降場所にはお早めにお越しください。

| 乗降場所 | | 予定時刻 | | | |
|------------|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 国道ルート | 相模湖交流センター発 | 11:30 | 13:20 | 14:40 | 16:00 |
| | 小原の郷 | 11:35 | 13:25 | 14:45 | 16:05 |
| | 岸精肉店前 | 11:37 | 13:27 | 14:47 | 16:07 |
| | 千木良おまつり広場 | 11:39 | 13:29 | 14:49 | 16:09 |
| | 赤馬バス停(三ヶ木方面) | 11:41 | 13:31 | 14:51 | 16:11 |
| | 桂橋バス停(三ヶ木方面) | 11:43 | 13:33 | 14:53 | 16:13 |
| | 若柳バス停(三ヶ木方面) | 11:45 | 13:35 | 14:55 | 16:15 |
| | ファンファン前 | 11:49 | 13:39 | 14:59 | 16:19 |
| | 寸沢嵐バス停(相模湖方面) | 11:50 | 13:40 | 15:00 | 16:20 |
| | JA相模湖支店 | 11:51 | 13:41 | 15:01 | |
| | 石老山入口バス停 (相模湖方面) | 11:53 | 13:43 | 15:03 | |
| | 相模湖プレジャーフォレスト前 | 11:55 | 13:45 | 15:05 | |
| 相模湖交流センター着 | 12:00 | 13:50 | 15:10 | | |

| | | | | | |
|-------|------------|-------|--|-------|--|
| 桂北・横橋 | 相模湖交流センター発 | 12:05 | | 15:40 | |
| | 横橋集会所上 | 12:10 | | 15:45 | |
| | 上町・セブソイレブ前 | 12:13 | | 15:48 | |
| | 桂北自治会館下三差路 | 12:16 | | 15:51 | |
| | 相模湖交流センター着 | 12:20 | | 15:55 | |

| | | | | | |
|-------|----------------|-------|--|--|-------|
| 奥畑・道志 | 相模湖交流センター発 | 12:25 | | | |
| | 市営内郷住宅 | 12:39 | | | 16:22 |
| | 道志営農センター前 | 12:44 | | | 16:27 |
| | 旧山口商店前広場 | 12:47 | | | 16:30 |
| | 増原営農センター入口 | 12:50 | | | 16:33 |
| | 関口三差路 | 12:52 | | | 16:35 |
| | 相模湖プレジャーフォレスト前 | 12:54 | | | 16:37 |
| | 津久井養護学校前 | 13:00 | | | 16:43 |
| | (株)三和前 | 13:01 | | | 16:44 |
| | 相模湖交流センター着 | 13:10 | | | |

☆14時40分以降の便は、福祉のつとめ終了時間により出発時間が変更になる場合があります。また、降車予定者がいない乗降場所は、通過となります。





4相模湖ま第 2032号
令和4年12月15日

小原自治会 会長 中里 和司 様
小原宿活性化推進会議 会長 小林 幸治 様



相模原市長 本村 賢太郎

令和4年7月13日

相模原市長 本村 賢太郎 様



小原自治会 会長 中里 和司



小原宿活性化推進会議 会長 小林 幸治

「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策」についての要望書

下記の事項について要望いたします。

記

小原の郷は、令和5年度には県の起債の償還期限が終了し、令和6年度より相模原市独自で使用することが可能になります。
そこで、小原宿活性化推進会議では、令和2年度より本会議を基軸に住民、小委員会、「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策について」の検討を重ね、市への要望書作成に取り組みで参りました。

ここに、別添のとおり要望書を提出いたします。

・要望書 「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策」

「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策」に関する要望書について
(回答)

日頃から、本市の地域振興に対しまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、この度は、地域の活性化に繋がる貴重な御意見をいただきましたありがとうございます。さて、標記の件につきまして、次のおり回答いたします。

本市では、総合計画において中山間地域対策を分野横断的に取り組む重点テーマの一つに設定し、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりを進めているところであります。こうした中で小原地域を中山間地域振興モデル地区に選定し地域振興を推進することとしております。

地域振興の推進に当りましては、神奈川県下で唯一残る本陣である「小原宿本陣」や観光拠点の「小原の郷」、歴史ある情緒豊かな古民家の併並みなど地域資源を有効活用し、小原地域の皆様との対話により地域の歴史的財産を生かしてまいりたいと考えております。

今後は、御要望いただきました提案をもとに、地域の皆様とともに地域活性化に向けた具体的な方策について検討を進めてまいります。

以上

小原宿本陣と小原の郷が 一体となった有効活用方策

令和4年7月

小原宿活性化推進会議

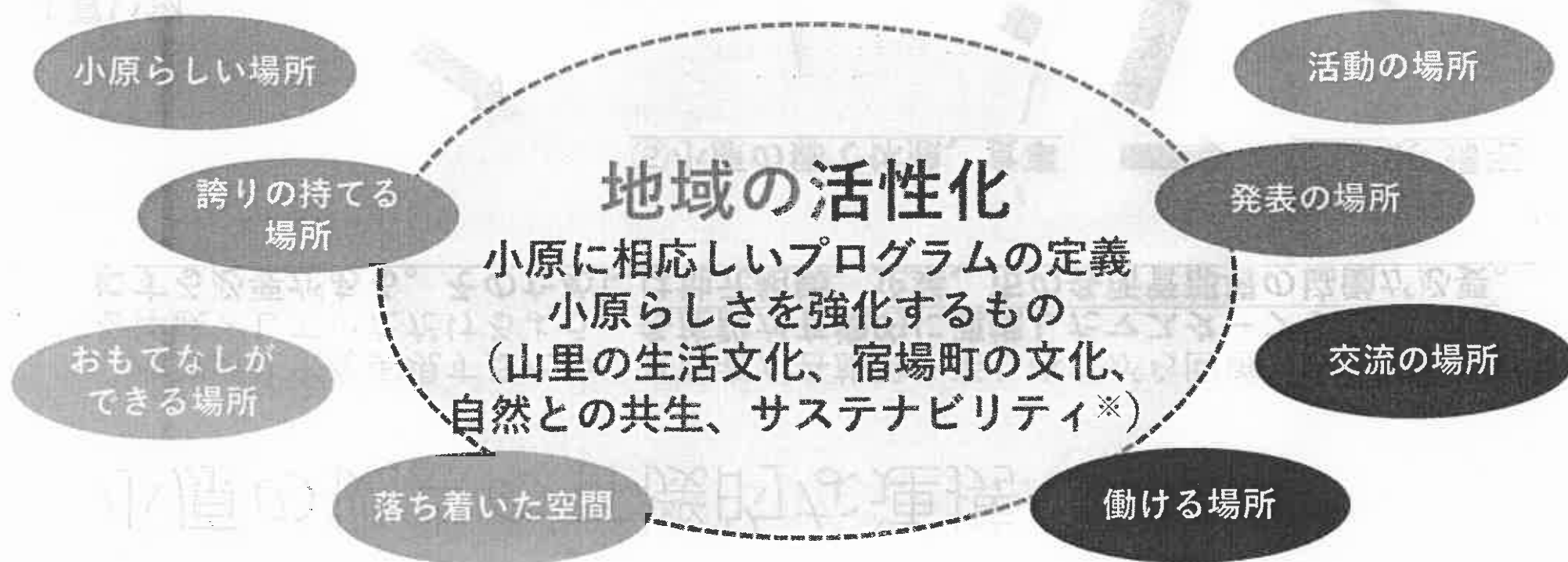
要望事項

- 小原を魅力ある地域として活性化していくことを目的として、地域資源としての小原の郷、小原宿本陣、周辺の古民家について、それぞれの特徴を生かしつつ全体を有機的に連携させることで、全体として小原らしさを感じ、小原に誇りを持つことができ、賑わいと交流を通じて安心と共同体の帰属意識を感じることができるようなまちづくりを行なっていく必要があると考えています。
- その実現のため、相模原市と地元住民の官民が一体となって活用方針の継続的な議論や管理・運営に取り組むことができるよう、地元組織としてより積極的に関われることを希望します。
- 相模原市が所有する小原の郷と小原宿本陣については、地域の核となる施設として、これまで主に活性化推進会議が取り組んできた利活用にとどまらず、指定管理制度などによる運営委託が行われる場合は運営の受託を、さらに、施設整備など投資を伴う施策についても、地元住民が積極的に関わって行くことを希望します。

拠点施設活用の目的

小原らしさを感じ、小原に誇りが持つことができ、賑わいと交流を通じて安心と小原の共同体の一員と感ずることが出来る場所を増やすことで、地域を活性化していく。

～小原を住みたいまちナンバーワンに！～



※ SDG s における意義については資料 1 参照。

小原の拠点の有機的な連携

地域活性化を実現するため、来訪者が各施設を楽しみながら回遊し、価値のある体験をしていただけるよう、各施設が有機的に連携したマスタープランを明確にする必要がある。そのためには地元組織、企業、市の各所管部署の協働が必要。



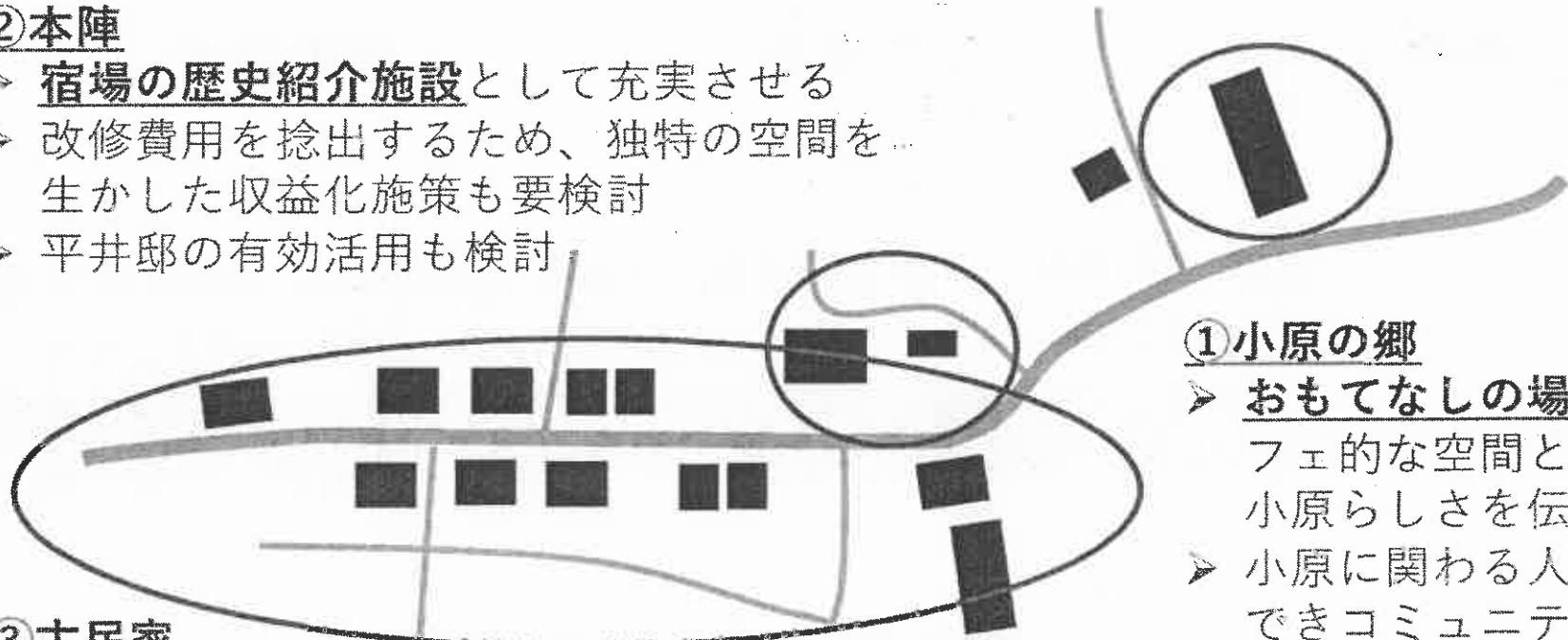
各拠点の活用方針の検討イメージ

①小原の郷、②本陣、③古民家を、住民が誇りを感じることができ、地域外の人たちにとって魅力的で、他の地域にはないような、小原の顔としてふさわしい佇まいと内容を備えた場所にしていく。

※ 各拠点の活用イメージと検討詳細は（資料2）および（資料3）を参照。

②本陣

- 宿場の歴史紹介施設として充実させる
- 改修費用を捻出するため、独特の空間を生かした収益化施策も要検討
- 平井邸の有効活用も検討



①小原の郷

- おもてなしの場として、カフェ的な空間としながら、小原らしさを伝えていく
- 小原に関わる人たちが交流できコミュニティを強化する場所にしていく

③古民家

- 小原にふさわしく 地域に開かれた用途で活用
- 民間事業者とマッチング

※ これら以外の未活用の住宅、山や畑等の活用策も検討（空き家バンクなど）

運営や投資への地元組織の関与

地元住民、関係者、企業からは、運営にも積極的に関わりたい、内容によっては自らの投資も考えるべき、といった声が複数挙がっている。

本取り組みの推進にあたり、地元の有志を集めた実行組織を作り対応。

※ 小原の郷の活用可能性に関する議論の内容は（資料4）参照。

A 利活用

地域活性化を目的として
一時的な展示・販売など
の企画・斡旋等を行う

（地元組織として
自治体と連携）

B 運営

行政から受託して
事業計画を策定し
事業として運営する

（指定管理者制度など
で行政から受託）

C 投資

自ら投資して
改修・増築・外構整備を行い
収益から費用を回収する

（PFI、コンセッション方式
などで長期リース）



資料編

2008年7月出版

SDGsとしての意義

自然と共生した持続可能なライフスタイルの完成度の高さが世界からも注目される日本の山村文化を守り、未来に向けて創造的に育むことで、さがみはらから世界を変えていきます。



山間地域を住みたいと思えるような魅力的な場所にするすることで、来訪者、生産者、定住者を増やします。

これにより、都市部への過度な人口集中を避けるとともに、都市に不可欠な資源の供給地として流域全体の強靱化に貢献します。



地元の素材を使って手作りで建築された小原宿本陣をはじめとした古民家群を、地域の自然を利用しながら持続的な暮らしを営んできた山間地域の生活文化の象徴として大切に守り伝えることで、サステイナブルな未来に貢献します。

各拠点の活用イメージ

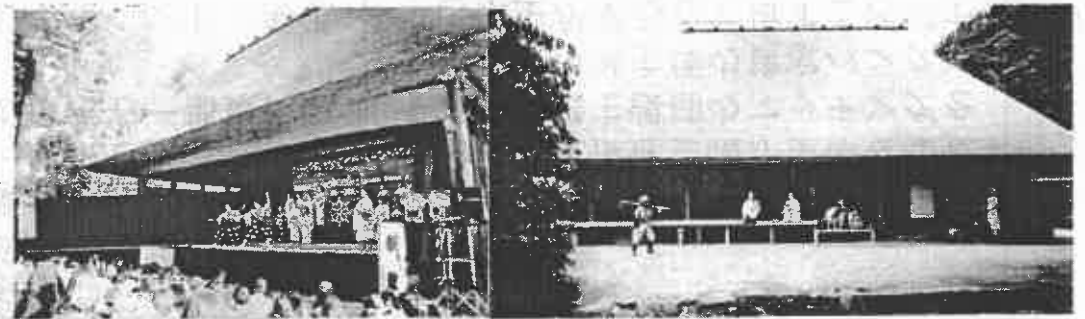
①小原の郷

- ・おもてなしの場として、小原らしさが感じられるカフェや、地元の魅力的な製品の販売コーナーなどを設置
- ・芝生広場でマルシェを開催



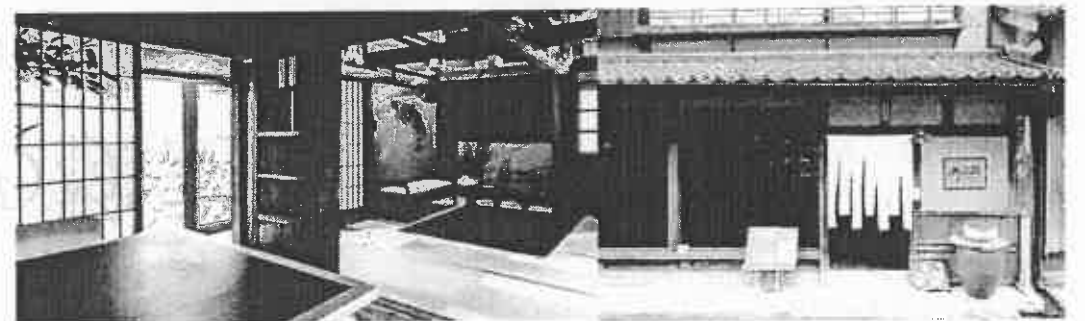
②本陣

- ・独特の空間を活かし伝統芸能、イベント、宿泊体験などに活用



③古民家

- ・伝統を生かしたコンセプトに合致した店舗、飲食・宿泊施設など、地域に開かれた様々な事業を誘致する。



各拠点の活用方針の検討詳細

それぞれの特徴を生かしつつ全体が有機的に連携するような活用方針を定める。

①小原の郷

おもてなし空間重視

- 地域と来訪者の交流の場としてカフェのように落ち着ける場所にする
- 観光案内は動画を活用することで、紙媒体の展示は整理し、落ち着いた空間を創り出す
- 小原の歴史・自然・暮らしの情報がゆっくり楽しめるライブラリーコーナーを設ける
- 歴史展示はインテリア空間を引き立てるものだけ残し資料的なものは本陣に集約
- カフェ・物販はセルフサービス／貯金箱形式でやってみる
- 尾久さんの展示はカフェスペースと融合させ空間演出
- 敷地内でキッチンカーやコンテナなどによる出店募集を常時行えるようにする

②本陣

歴史体験重視

- 歴史展示・解説を充実させる
- 小原の郷の展示も一部集約を検討
- 年間を通じてイベント・展示スペースとして貸出
- 建具や調度品などを宿として使われた当時に戻して往時の空間を蘇らせる
- 事務室を別に設けて土間空間を原状に戻す
- 耐震改修や茅葺屋根の復旧費用捻出のため宿泊等収益事業への貸出可能性も検討
- 平井邸をリノベーションし、古民家カフェとして活用することも検討

③古民家

地域に開かれた様々な用途

- 活性化推進会議が主体となり家主と借主候補のマッチングを行う（地域主体の貸家バンク）
- 家主が安心して貸すことができることと、小原らしさや活性化に貢献することを目的として借主や用途を選定する
（藤野の「里まっち」などとの連携も検討）
- 甲州街道沿いの古民家は、地域に開かれた多様な用途での借主の誘致を試みる（飲食店、ギャラリー、工房、コワーキングスペース・・・）

小原の郷の活用可能性に関する議論の内容

| | A 企画 | B 運営 | C 投資 |
|------|--|-------------------------|---|
| | ①地元団体としての積極的な関与 | ①指定管理制度の適用 | ①PFI、コンセッション方式など |
| 物販 | ①自ら特産品を販売 ②スペースを企画し販売者を募集 ③運営事業者募集（「道の駅」運営事業者など） | ①一部のスペースを物販店舗として自ら受託し運営 | ①自ら投資して店舗スペースの改修、増築などを行い、物販事業などを実施 |
| カフェ | ①セルフサービス提供 ②スペースを企画し運営者を募集 ③民間事業者募集 | ①一部のスペースをカフェとして受託し運営 | ①自ら投資して改修、増築などを行い、カフェなどを運営 |
| イベント | ①自ら企画・ボランティアベースで実施 ②ボランティアベースでイベント募集事務局を実施 | ①スペース貸しの短期賃貸借事業 | ①自ら投資して改修、増築などを行い、イベントスペース貸しの短期賃貸借事業を受託 |
| 備考 | ①ボランティアベースでの企画・運営協力、民間事業者の募集 | ①受け皿となる地元企業の体制構築、会社設立等 | ①投資回収を伴う収益事業の実施 |

乗合タクシーの利用促進について

●乗合タクシーとは

予約制、乗合型の公共交通であり、相模湖地区内ではおしどり号（内郷地区）、ふれあい号（吉野・与瀬地区）が運行しています。

コロナ禍になり、利用が落ち込んでいる状況にあり、地域ごとの運行協議会の皆さんによって利用促進に向けた活動が行われています。

活動の事例

ポスター配布、おしどり号だよりの配布、地域の集まりでの利用の声かけ等

運行継続条件：稼働した便の1便当たりの利用者数が1.5人以上であること

全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること

※条件未達の場合、便数等運行内容の見直しを行い、見直しを行っても条件の達成ができない場合は運行廃止となります。

●内郷地区乗合タクシー（おしどり号）

- ・平成29年度
稼働率：77.4% 1便当たり：1.91人
- ・平成30年度
稼働率：69.6% 1便当たり：2.13人
- ・令和1年度
稼働率：68.1% 1便当たり：2.09人
- ・令和2年度
稼働率：52.7% 1便当たり：1.34人
- ・令和3年度
稼働率：47.1% 1便当たり：1.39人

※令和4年度通算（1月末時点）

稼働率：45.3% 1便当たり：1.41人

●吉野与瀬地区乗合タクシー（ふれあい号）

- ・平成29年度
稼働率：78.7% 1便当たり：2.1人
- ・平成30年度
稼働率：81.1% 1便当たり：2.1人
- ・令和1年度
稼働率：76.7% 1便当たり：2.0人
- ・令和2年度
稼働率：63.4% 1便当たり：1.6人
- ・令和3年度
稼働率：57.0% 1便当たり：1.9人

※令和4年度通算（1月末時点）

稼働率：53.2% 1便あたり：1.9人